

法務委員会議録 第二十二号

昭和三十三年四月二日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 禎一君 理事林 博君

理事福井 盛太郎君 理事三田村武夫君

理事横井 太郎君 理事青野 武一君

犬養 健君 小島 徹三君

小林 銜君 世耕 弘一君

徳安 實藏君 中村 梅吉君

横川 重次君 神近 市子君

田中幾三郎君 武藤運十郎君

吉田 賢一君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警視廳(警察) 中川 眞治君

庁(警務局長) 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

警備局長 山口 喜雄君

委員外の出席者

局参事官 神谷 尚男君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

局参事官 小峰 保栄君

本日の会議に付した案件
証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出第六二号)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○町村委員長 これより会議を開きます。
刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、及び証人等の被害についての給付に関する法律案を一括議題といたし、審査を進めます。
質疑の通告がありますから、順次これを許します。徳安實藏君。
○徳安委員 私は、あつせん取賄罪につきまして、法務大臣並びに政府委員の方に二、三御質問いたしたいと思ひます。私は法律は全くのしろうとでございます。法律に目を通したことはない人間でございますが、しかし、われわれとしてもこの法律には深い関心を持っており、また法律の専門家でない議員もおられるのでありますから、しろうとにわかるように一つ御説明をいただきたいと思ひます。
大臣の御説明を聞いておりますと、乱用のおそれを戒め、特に誤まった嫌

疑によつて取り返しつかない損害を生ずることのないように特別の配慮をしたというお話でございます。これはまことにごもっともなことでございます。大臣の御配慮にもかかわらず、もし本法の施行に当りまして乱用の危険が多分なりましたり取り返しつかぬ損害をこうむるようなものが相当出るようなことになりますと、大臣初め政府の気持にも沿わないところでありまから、こうした問題につきましても、ばやらずに、ほんとうに、こういうことは罪になるのだ、こういうことは罪にならないのだということを、だれにもわかるように一つ明瞭にしたいでございます。と申しますことは、これまでも国会議員の中でいふん汚職事件等で起訴された方もありますが、そういう方の調書などをちよいちよい調べましたり、お話を聞きますと、特別な場合は別といたしまして、大体本人が、これは悪いことである、汚職だと思つて收受したものはほとんどないようであります。つまり、金の收受があつたにいたしまして、罪にならぬと思つてやつた。十万や二十万の金で国会議員が政治生命を失うということは、これはよほどの氣遣いじみた人でない限りあり得ないと思ひます。そういうことにひっかかるということ、結局、法律の知識がなかつたか、しからざれば、こんなことは間違いないのだ、法律の違反にならぬ、犯罪にならぬのだ、こういう考えで金銭をも

らわれたのが、たまたまひつかなかつたということになるようであります。ものによりましては多額の金銭の伴つたものもあるようでありますけれども、しかし、これにいたしまして、著名な政治家であるとか、一国を背負つて立つような方、天下、国家を論ずる有力な政治家が、国家を憂える同僚の士から浄財として受けることはあり得るとしても、みづから罪になるといふことを承知の上で金を收受されるということとは、これはよほど非常識の方でない限りは政治家としてはできないことだらう。そういうことがあります。ということとは、結局、それをもちつても罪にはならぬのだ、政治的良心に恥じないのだという氣持から收受されたもの、これがたまたまひつかなかつてしまつたということであります。今度のあつせん取賄罪にいたしまして、誤つた嫌疑を受けるようなことによつて非常な損害をこうむることのないように特別の配慮をするというよ様な大臣の氣持に對しまして、私はほんとうにそれでなければならぬと思ひますが、しかし、法律にあまり知識のない者がこういう法律を考えますときに、速記録を拝見いたしました。私も、法律に専門でない者から考えますと、何だか罪になるよ様ならぬよ様な、一体どこまでが罪になつてどこまでが罪にならぬのか、想像し得ないよ様な点がたくさんあるのであります。それで、もしこういうあいまいもこのうちにこの法案が通つてしまひますと、あるいはちよつとでも根性曲りのような検事にぶつかつてしまつたら、それこそどんな羽目になるかわからない。これは、私は決して大臣や刑事局長の御説明を聞いてあつせん取賄罪を免れるトラの巻をこしらえるというよ様な考へはないのであります。ないのであります。お互いが議員でありますから、神様や仏様のよなことを言つておりますけれども、しかし、日常陳情を受けることはたくさんございまして、また当局やその他に對して強く要請しなくちゃならぬよなものもございまして、そういう場合において不測の災いを受けるためにも、またそうしたいまわしい問題を免除するために、この法律がこういうことをしたらひつかるのだ、これ以上のこととはしてはいけないんだという限界を一つはつきり示していただくことが、大臣の不測の災いや乱用を戒める親心が徹底するゆゑんではなからうかと、私はかように考えますので、しろうとくさい質問でありまして、専門家から見られますと、何だそんなわかり切つたことを質問してどうするんだというお話があるかも知れませんが、私のよ様なわからない人間がたくさんおるわけですから、一つめんどろくさながら、あんまり法律の用語や専門語をお使ひにならずに、率直に御答弁がいただければまことに仕合せだと思ひます。

まず第一に、この請託ということ

あります。この請託という問題に対して刑事局から配付された逐条説明書の二項に、「なお、請託に明示のものも黙示のものがあるのはいふまでもない、こういうことが書いてございます。明示のものは、これはもうだれだつてわかるわけでございますが、黙示という場合は一体どういふことを指すのであるか。こつくりさんのように、一方の言つたことを、うんとは言わなかつたけれども、うなずいたから了承したのだから」といふようなことが黙示になるのか、あるいは、請託に關する判例中の中にあるように、「賄賂を供与すること自体により黙示的にその依頼の趣旨を表示するの請託にほかならない」、つまりわいろを持っていったら、わいろを取つたから、それで承知したんだといふふうなことを意味するものなのか、そういう点を少ししうとにわかるようにぜひ刑事局長から御説明をいただきたいと思ひます。

○竹内政府委員 たいま御質問の黙示の請託といふ場合はどういふことかといふことでございますが、請託と申しますのは、ある事項につきまして依頼をすることでありまして、その依頼を承諾することでございます。その依頼について順みがあったかどうかといふことが、口に出してはつきりといふことをお願ひしますといふふうに頼んだ場合は、明示の請託を受けたことになるわけでありまして、黙示の場合には、税のことを頼むとか何とか、そういうふうな具体的には一言も言わないのであります。話の前後、話をした模様、結局税のことを言つておるの

である、そしてそれが人のことを言つてゐるのではなくて自分の税のことであり、しかもそれを話して来ている趣旨は、何とかまけてもらいたいという趣旨をいろいろな角度から話しておつて、そこに合つた者が判断して、これはきつめて通常人の常識で判断いたしまして、税をまけてもらいたい、そのことを公務員たる先生にお願いをしておるのだといふことが、まわりの話の全体の趣旨からしてそれとうかがえるようなことであります。それならば、これは黙示の請託があつたと見て差しつかえないのでございます。それに対して、その趣旨を了承して、よし引き受けた、こういうふうな承諾をした場合は、請託を受けた、こういうことになつて、私どもは解釈いたします。

○徳安委員 これは、話に参りまして、選挙の場合もそういうことはちよちよいございまして、話した本人はそういうことを話した覚えはないと言つても、速記をとつておるわけじゃありませんし、保証人をおいて話をしたわけでもありませんから、検事さんからこういうことだつたじゃないかと尋ねられて、さあそういうふうなことがありましたかなと言つて、結局取り返しのつかない供述になつてしまつて、罪になる場合があるわけですが、これは検査されますときには、非常に重要なものにならうかと思ひますので、私、今どうも申しませんが、もう少し明瞭になるような御解釈をべん当なときにいただきたいと思ひます。これは確かに、事件が起きましたら、暗黙のうちの要するに請託だといふような工合ですが、私は、そうでない、さうだといふことは、確かに問題に

なり、さうな個所だと思ひます。こういうことに大きな不測の災いが出てくるのですから、一つ下の方の検事さんにも警察にも、さうした問題があまり乱用されないようにお示しをいただきたいと思ひます。

次に、職務上不正の行為をさせましたは相当の行為をさせないことを内容とするものである、これが要件だといふようなことが書いてありますが、職務上の不正行為といふことについて具体的に私はお示しをいたしたいと思ひます。法務省から示された資料の中に、「不正の行為を為し又は相当の行為を為さざるの意義に關する学説」といふのがありますが、その資料を見ますと、職務上不正の行為をさせましたは相当の行為をさせないとは、職務に違背する一切の行為をすることだと思ひます。その例としましては、国会議員がわいろを取つて議場に出席しなかつた場合に警察官が被検者の要請によつてわいろを受受して証拠品の押収をとりやめた場合、あるいは入札担当の公務員がわいろを受受して入札最低価額を内示した場合、こういうふうな場合が例として示されておるのであります。そこで、私のお聞きしたいことは、もしこれを議員にとつてたとえてみますと、ある国会議員がある業者から、あの法律を通過させるには非常に不利益であるからどうか通過しないように努力してもらいたい、こういうふうなことを業者から頼まれた議員が、同僚の議員諸君にもお話しして、投票をしないように、あるいはどうしても賛成の投票をしなければならぬならば欠席をして賛成投票しないようにと頼んだ、こういうふうな場合に

な場合におきまして、もし甲という国会議員がそのためにお礼をもらったといふような場合には、これは当然罪になるように思ひますが、いかがでしょう。

○竹内政府委員 たいまの点は、あの法案を通過させないように配慮してほしいという請託に基きまして内部でどのような政治的な行動をとつたかといふことと、それが、それが、法案通過の委員会におきまして、もしその議員が出席をしなければならぬ場合において、あなたさへ欠席して、だから一つあつたの委員会には欠席してほしい、そのかわりお礼を差し上げます、こういうふうな事例でございまして、これは明治四十四年の六月二十日の大審院判決がありまして、そのような場合には、不正の行為をさせないものには該当するといふ判決がございまして、この場合に欠席をするといふことがいかなる点においてその公務員の職務上の義務に違背するかといふことになりまして、当時の判決は国会議員の場合におきまして、この国会議員の場合におきまして、当時の府県制でございまして、そういう根拠法に基きまして、議員は出席して審議する義務があるといふ、その義務に違背するといふことになりまして、法律上義務づけられておるその職務に違背することになるといふ解釈になつておるのでございます。で、ございまして、ある自由裁量行為につきまして、こうしてほしい、ああしてほしいといふ希望を述べ、それに対するあつせん

止法につきましても、今日でもああい
う法律を通すべきでなかったというこ
とを公然と社会に出て叫んでおる議員
さんもあるわけです。これは自己の信
念でありませう。こういう人は、防止法
を通さないことがいいんだという信念
をお持ちになつておられるわけであり
ますから、そういうような場合に、業者か
ら頼まれておつた、また自分もそう思
うというような場合には、これはほん
とうに本人の信念でありますから、こ
の信念が間違つておつたからといって
法律にひつかかるといふようなことに
も考えられないと思ひますが、それは
どういふ御見解でございますか。

○竹内政府委員 亮春防止法について
一事例として仰せになりましたが、そ
ういふ自分の政治的な信念というよ
うなもの、ここにいうだれが見てもと
いふのとは違つたのでありまして、こ
の場合、公務員というものは一体どう
あるべきかといふことにつきましても
は、これは個人の信念ではなくて、公
務員のあるべき姿といふものは何人の
頭にも客観的にほぼ共通して理解され
る考え方だと思つたのでございませう。公
務員に働きかける、何かしてもらいた
いといふことを申します場合に、公務
員としてはできないようなこと、そう
いふことを公務員にもしさせるとすれ
ば、だれが見てもいかぬことではない
かといふようなことを頼む、あつせん
することなどございまして、これは
信念というふうな考え方は少し意味
合いが違つたといふふうに私もは理解
しております。

○徳安委員 それでは、今度それと反
対に、法案の通過を阻止したとは反対
に、この法案が通れば業者のために非

常に利益になるのだからぜひ一つ賛成
してもらいたいといふことが、業者の
各種団体、同業者等からちよいちよい
陳情があります。そういうふうな場
合に、もちろん利益といふことは考え
ず、議員の職責から、これは当りませ
うに、当然そうしてあげるんだ、法案が
出ておるわけでありませうから、それ
に賛成し協力してやつたというふうな場
合に、その頼まれた議員にも通過の
後にお礼だといつて金一封を持ってき
たごとき場合を考えてみますと、そ
ういふときにはいかがでございませう。あつせ
ん取賄罪にひつかかりませうか。

○竹内政府委員 今お示しのような場
合には、これはひつかかりませうとい
ふに考えるのでございませう。

○徳安委員 国会議員は、議案に対し
て審議をして、そうして委員会でも本
会議でも賛否を決する義務もあつた
し責任もあるわけでありませうから、
そこで、かりに頼まれたといふことが
ありませう、頼まれたからよろしいと
いつてかりに返事をした場合があつて
も、先ほどちよいとお話し申したよ
うに、その要請が正しいんだといふこ
の信念で国会議員が他の国会議員の諸
君にも話をして協力を得たといふよ
うな場合には、いきさつのかんにより
ましてはやはりあつせん取賄罪にひ
つかかるわけでありませう、しかし、国
會議員として自分の信念によつてこれ
が正しい投票の仕方だと思つて投票し
たような者に対しては、前に業者
が頼むと頼むまいと、そんなことは
問題なしに、これはこの不正の行為ま
たは相当な行為をなさなかつた件には
該当しないと思つたのでございませう
けれども、これはいかがでございませう。

○竹内政府委員 ただ今の点はすべて
該当いたさないといふことではござい
ませう。

○徳安委員 次に、作爲または不作為
が果して職務違反行為であるかといふ
の標準によりまして、つまり、法令、訓
令、指令などによつて知られる職務行
為に違反していることが不正行為であ
る、こういうふうな御説明なさつてい
るのですが、その不正行為といふもの
をもう少ししろつともわかれるように
解説していただけないかと思つたので
ございませう。そこで、私が今刑事局長に
ちよいとお尋ねしたいことは、役人が
法律や政令に違反したとしてわいろ
をもらつた——わいろをもらつたとき
にはもう全部罰せられますが、わいろ
をもらつていないときでも、役人が法
律や政令に違反した場合には全部罰せ
られるのか、また訓令、指令などに違
背した場合にも全部罰せられるのか。
頼んだ役人が何か悪いことをしてくれ
た、それが罰せられたから、頼んだ人
間も悪いのだ、これならはつきりわか
るのですが、頼んだ役人、やつてくれ
た役人が——どういふ指令や訓令がた
くさん出ているかわかりませうが、私
ども議員やそのほかの諸君は、法律や
政令はわかりませうけれども、訓令や指
令とかいふものは一々ひもといつて見
ているわけではありませう、どの程
度が一体放任されるのかされないのか
といふことは、研究する余地がないと
思ひます。でありますから、役人が服
務関係において悪いことをしたとい
ふことで、この程度は罰せられるのだ、
その罰せられる程度のことを頼んだ
ら、これは議員もあつせん取賄罪でや
られるのだ、こういうのはつきりしため

どを見せていただければ、そんなことを
頼むことが間違つておるんじゃないか、
頼んで菓子一つもらつても悪いじゃ
ないけれども、私どもは仏様や神様で
はなく生き物でありますから、これは
頼まれば頼みに行くこともありませ
う。しかも、そのことが法を曲げ
てまでも、あるいはまたあつせん取賄
罪なんというふうなことを考へて頼
みに行く、あるいは相手方の役人に不正
でもいふからやつてくれ、これは罪を
こうむつてもいいのだといふ気持ちで
人に頼みに行くといふような議員はお
そらくないかと思つたのでございませ
う。たまたまひつかかつておるのを考へ
てみますと、これは確かに、どこが限界
か、限界がわからなくてやつておるの
が多いのではないかと思つたのでござ
いませう。そこでどの程度までは大体こ
れまでの慣例で役人が罪になつておるの
か、役人が悪いことをしたといふこと
でただしかりおく、将来は注意しろと
いふようなことであるとか、少しの減
俸を食らうくらいのこと、役人の方は
免れる、これを頼んだ国会議員の方
は、あるいは地方議会の方の議員は政
治生命を失うといふようなことでは、
これはどうもふに落ちないと思つた
ので、その限界をもう少し刑事局長から
明瞭にお示しをいただければけっこう
だと思ひます。

○竹内政府委員 非常に大事な点に
触れた御質問でございます。実はお答
えするの也非常にむづかしいのでござ
いませうが、役人の行為が、公務員
の行為が刑法各本条に触れる、横領とか
背任とがいろいろある場合がありますが、

そういう刑法の各本条に触れます場合
には、これは当然刑罰をもって処断さ
れるのでございませうが、さらにまた、
刑法には触れませんけれども、行政法
規に違反をいたしましたために、その
やつた行為が行政訴訟によつて取り消
される、あるいは訴訟の対象になるよ
うな不法行為に出たといふ場合も義務
違反の一つの例であります。そのほ
か、行政訴訟においては、違法の問題
はないのでありますけれども、明らか
に公務員の公務員法上定められた全体
奉仕の精神からはずれた行動である
といふことによつて懲戒の対象になり
ます行為があるわけで、懲戒処分を受け
る場合もございませう。このように、義
務に違反をいたしました行為であるか
らといつて、すべてが刑罰に触れるの
ではなくて、刑罰に触れる場合もあ
り、その行為が取り消されるというよ
うな場合もあり、さらに懲戒の対象と
なるという場合も思ひます。ま
た、その懲戒も、しかりおく程度にと
どまるような場合もあるかと思ひませ
うが、今度刑法の観念で、あつせん取
賄の方の観念から申しますと、その
やうな行為、刑法に触れる行為から懲
戒でしかりおかれる程度までも入ると
思ひますが、そういう義務違反のよ
うなことをしてもらうように働きかけ
まして、その結果、働きかけて、公務員
がその報酬として金をもらつた、そう
いふ、公務員がしてはならぬようなこ
とをさせるように働きかけ、そうして
金をもらつたといふところが、あつせ
ん取賄罪の処罰されるゆえんでござ
いませう。そこで、相手は処罰される
場合にはこつちも処罰されるのは明白で
ございませうが、相手はしかりおかれる程

度

度

度

度

度

度

度

度

度のようなことを、こちらの方は処罰されるというの、非常にアンバランスではあるまいかという御疑念もさることですが、こちら側のあつせん収賄の方が処罰されず理由は、相手が悪法なことをやったとかというだけではない、やるおそれのある行為であつて、しかも自分がそういうことの報酬をもらおうというところがいけないわけなのでございます。そこで、今の区別の基準でございまして、先ほど申しますように、相手方がどういふ点が義務違反になるかというところは、ことに内部訓令のような場合にはこちらには知らないわけでありまして、そういうものを知っていればはつきりするわけですが、知らない場合には危ないのじゃないかという御疑念があると思つて、それは刑法一般の違法の議論がすべてその問題にかぶつてくるのでございまして、私も私としては、わかりやすく申し上げますならば、その悪いかどうかというところは、社会通念で判断をするのはかたは、常識ある一般の常人の常識をもって判断した場合に、それがいいことか悪いことか、こういうことで判断をしていただく以外に方法はないのでございます。そこで、もう一回申し上げますならば、社会通念から見て、公務員としてあるまじき行為をしてもらふように働きかける、こういうことをした場合には、相手方がそのために刑罰に処せられるか、違法の行為として行政訴訟で取り消されるか、あるいは懲戒処分を受けるか、その辺のことはどうあるとも、こちら側から見て、社会通念から見て、公務員としてあるまじき行為をしてもらふようにあつせんをする、そうしてその

ことの報酬として金をもらう、これがいけないのだというふうな、私もあつせん収賄罪の犯罪を考へるわけでございます。

○徳安委員　そこで、今度はこういうことをお聞きしたいと思つて、かりに業者を連れて行って、一ぺん引き合せてして頼んでやつて、それっきりで議員は一応手を引いている。業者と役人との間に話し合いが盛んに進んで、取引が済んだ。議員はただ紹介して頼んでやつただけでありますから、まさかそこに不正があるようなことは考えていないでしょう。ところが、後刻何らかの機会に事件が起きて、そしてその間に不正があつたというふうな場合において、かりにその議員がお礼をもらったといつたとしても、それは、頼みに行つたときに、そうした問題に対して深く掘り下げて、不正までもしてもらつたことを頼んだわけではないので、一応できることならしてやつてくれくらないこと、頼んだ、その後は折衝をじかにやつた、それが何かのうちに事件になつたというふうな場合におきましては、これはそのときにそういう意思が議員に何もなかつたとしても、やはり議員も善き善きを食うことになりませんか。

○竹内政府委員　それははつきりと善き善きを食わないのでございます。これは不正な行為の事実がないわけでございます。

○徳安委員　もう少し具体的に二つ三つお聞きしたいと思つて、かりに一例を申しますと、これはそういうことがあるとは申さない。例ですが、パス事業の免許のごとき、これはなかなか一年や二年じゃないのです。四年

も五年も運動してやるのです。そういうふうな場合に、あつせんをして、これは業者から頼まれることもありましよう。また地方の住民から非常に力強い要請を受ける場合がある。それで、自分も一生懸命やりますと申す。そのことは、あの運輸審議会が大臣から諮問を受けて答申するわけですけれども、そういう場合に、当該地元民の強い要請を世論として運輸審議会に取り次いで、ぜひこれをしてやつてもらいたいというふうな場合に、運輸審議会の諸君がよく検討されて、これはなほどう陳情の趣旨にかなつてやるべきだということ、許可してやれというふうな答申をしたというふうな場合に、かりに四年、五年がかりで一生懸命運動したのですから、そのした人にかつてに少くお礼が参つておつても、それは不正の行為を相手方にさしたという意味にはとれぬように思つてますが、そういうものはいかががでしようか。

○竹内政府委員　ただいまのお話の点は、やはり該当しないのであります。

○徳安委員　さらに今度は、道路改良とか、橋をかけますとか、農地の改良とか、いろいろな補助金問題等がございまして、こういう問題につきましても、他の県の判当まで何か横から不正な手段をしてほかの県に回したなどということがあるわけでございますけれども、そういう限り、やはりその県の橋、道路あるいは川等について、かようなことをなすべきだということ、大臣や政府当局に強く要請いたしました、それが実現したというふうな場合においても、おそろくそれは相手方の役人の不正行為であつたとは考えられ

ませんが、こういう点はいかががでしようか。

○竹内政府委員　ただいま御指摘の点も該当いたさないのでございます。おつね、先生から御心配になつておる点は、行政の自由裁量行為に関する部分について強くあつせんをした、こういう場合にどうかという御疑念でございまして、自由裁量行為についてのあつせん行為は、すべて不正な行為ではないと考へられる場合が多いのでございまして、今のような場合はすべて該当いたさないのでございます。

○徳安委員　かつて防衛庁等の問題が起きたことがありますが、最近でも防衛庁の土地の買い上げ等につきまして地方的ないろいろな問題があります。高いとか安いとかいうようなことと……これもやはり、法外に安いことを言つてくれれば地元が承知しませんから、議員としては、地元の強い要請をいれて妥協な線を出してくれ、これは安過ぎるじゃないかというふうなことであつせんする場合もあると思つて、そういうふうな場合におきましても、かりに五千円だつたものが六千円なり七千円で買い上げられましても、役所としては妥当なものとして決定したわけでありまして、別に不正をさしたということにはならぬように思つて、こういう点が一つ。

それから、かつてくつの問題が起きたことがありますが、くつの納入なんというところも、これはいいものなら買ってやつてくれという話をしただけで、あるいは名刺一枚持たしてやつただけで、あとになってその後の取引に不正があつたとかいうことで世間に大へん悪い印象を与え、取り上げられて

騒がれたことがありますが、紹介する事項が、悪いもので買つてやれ、ポロクつでも買つてやれというのを言つたのならば別ですけれども、こういう問題について、正しいルールによつて買上げてやつてくれというふうなことをかりにあつせんいたしましても、役所がこれを正しいルールで正しい価格で買い上げるなら、別に議員として行動がえらく軌道はずれたものでもないように思つて、相手方が不正をしたよふなこともないと思つて、ただ、悪いものを、国会議員のいろいろな方から話があつたから、悪いものとは知りながら買つたということになれば、これはもちろんだめですが、そうでないものは一切罪にならぬと思つて、すが、いかががでしよう。

○竹内政府委員　官庁に対する物品納入から紹介する、これは、その紹介が単なる紹介でありますならば、すでにあつせん行為がないという意味においては、ずれるのであります。かりにあつせん行為があつたといつたしましても、ただいまの御設例のような場合には、いづれも本条には該当しないと思つて、ございまして、ただ、その物品購入に関連して申し上げますと、御承知のように、官庁が物品を購入いたします場合には、通常一定の法律上の要件がありまして、競争入札あるいは指名競争入札によつて買入るのが原則で、随意契約によつて買入るのは例外な場合でございます。その例外も法律で

こういう場合というふうな規定してあつて、ございまして、本来競争入札で買入すべきものを随意契約で特定の業者から買つてくれというふうなあつせん

の仕方をした場合には、その随意契

約の法律上許されたものに該当しないのを無理に該当したことに取り扱って、そういうふうなことをしてもらいたいというふうになりますと、相手方の物品を購入する役職を持つており、公務員に対する不正なあっせんというふうになる場合があり得ると思えます。それからまた、予定価格というものを買取の場合には必ず法律によつて作るわけであり、その予定価格を初めにちよつと見せてもらいたい、——ある特定の業者の物品を納めますために、頼まれて、相手方の公務員に対して、お前の方で作っておる予定価格をちよつとおれに見せてもらえぬか、実はこういうところから納入したいのだけれども、こういう趣旨で、予定価格をあらかじめ見せてもらうという趣旨のあっせんをいたしました場合には、相手方の公務員のみならず物品の購入を担当しております公務員の職務上の義務に違背させるような行為なのであります。そういう場合には、そのようなあっせんは不正行為のあっせんであるといふふうに解釈されるわけでありませぬ。

○徳安委員 そこで、最後にもう一つ、後援会の問題が先般出ております。後援会に寄付する行為がトネルである場合はどうかという議論が出ておったようでありませぬけれども、私も、お世話したり話をしたりした人の後援会というのがあります。それが法の命ずるところによつて規制を受けるわけでありませぬから、その後援会が金をもらつて、すぐ右から左へトネルであつてせんした人のところに行くと、それは別でございませぬけれども、その後援会が金を受け取つて、そ

うして後援会の目的のために使い、収支をはつきりと明らかにして、これを届出するといふような合法的な処置をとつておりましたならば、これはあまりあれこれ言うべき問題ではなからう、そこで深く切り下げていくべき問題ではなからうと思つております。こういう問題は非常にデリケートな問題であらうと思つて、免れて恥なき行動はもちろん慎まなければなりません。といつて、あまり法の適用が過ぎ過ぎしてもいけないと思つて、そういうことについては少し勇敢であつてもいいと思つて、この点に対して一ツ刑事局長の御説明をいただきたいと思つております。

○竹内政府委員 先般の委員会でも後援会の供賄の問題が御議論になりました。政府側で統一した解釈を立てるようにと御要望がございましたので、ちよつと御質問の機会をございませぬから、私どもの考え方をここにばきりと申し上げておきたいと思つておる。

と同等に見ることはできなしと思つておると思つて、供与されるわいろに對して事実上の支配力取得することでありませぬ。たとひ外形上は公務員以外に第三者が利益を受け取つたと認められるような場合でありませぬ、公務員がそのわいろを処分することができるといふ状態に置かれたのであります。みずから取賄したのと同視することができるとございませぬ。その第三者があつて公務員の後援会である場合にも理論は同じであります。抽象的に申しますならば、あつて公務員自身の取賄になるか、第三者供賄になるかは、外形上これらの後援会に渡された利益があつて公務員に事実上の支配下に置かれたかどうかによつて判断するはかたはなしと思つてございませぬ。従つて、もしその後援会が、事務運営、特に會計に於いてあつて公務員から直接の指図を受けず、その利益のためにみずからの判断で自由に活動しているような場合には、純然たる第三者と見るはかたはなしでございませぬ。これに反しまして、その後援会がトネル機関になつてゐるにすぎないものであつて、直ちにそのわいろが公務員自身に渡されるような場合は、もとよりのこと、その後援会が、名前だけの後援会と言つておきながら、實際には公務員自身の指図のままに動いてゐるような従屬的性質のものであります。場合には、後援会がわいろを受け取る行為を直ちに公務員自身の取賄行為と見ることができると考えます。これを要しますものに、後援会が第三者と認められるかどうかは事実問題でございませぬ、後援会の実態にかんがかる

のものである、かように解釈をいたしておるのでございませぬ。

○徳安委員 その点、一体今後事件が起きた場合にいろいろと議論の焦点となる点だと思つてございませぬが、それはその程度にいたしておきませぬ、次に実費の關係でございませぬが、報酬とは、一定の行為をなしたものはなしたことの対価であり、その行為に必要な費用を除いたものである、こゝ御説明になつたわけにございませぬ。もしその区分けのつかぬときは、一切がございませぬ、御説明のようでありませぬが、私ども、選挙關係においてこの問題に對しては、お礼をかりに要求して、五十万、百万もといふ場合は、これは別でございませぬけれども、一万や二万のお礼を持つてくる場合があつたと仮定いたしましたときに、ちよつと待たれて、中を調べてみて、このうちどれくらいは車馬賃にしておいてくれ、もし事件が起きたら悪いから——向うだつて、そういうものを一切含めて、ずいぶん長い間お世話になりましたからといつて、一方か二万の金を持つてきた場合、まさかそういう内訳までして持つてくるはありませぬし、受け取る方だつて、そういう非礼なことではない。あるいは、一万、二万なら罪にならぬと思つて受け取つて、あけてみたら二万円あつたといふようなことがあり得るわけですから、そういう場合は不測の災ひである。もしかりにひつつかつた場合があるなら、これはよくその内容を聞いていただいて、そして車馬賃のごときは十分引いてやるとい

う概念にならなければいけないと思つて、これが、これまで私もひつつかつた事件によりませぬ、選挙違反でありませぬが、幾ら説明しても、これはこの会場費を払つたのであると言つても、いや、これは混淆したものであるから、これはみんな選挙法違反だ、その対象だ、罰金は幾らだ、追徴金は幾らだ、こゝ言うのです。だから、こゝいうことはあまり残酷じゃないかと思つて、もちろん車馬賃あるいはその他が入つてゐるに違ひないのですから、初めから、ひつつかつたものであるなら、これはちゃんと分けへだてをしておくのです、そういうことで確認しないので、受け取つてゐるのですから、そういう場合にそれがごとごとく罪になるといふことではないような措置をしていただきたいといふことを特別にお願いしたいと思つて、いかがでございませぬ。

○竹内政府委員 ただいま仰せの通り、報酬は一定の行為に對する対価でありませぬから、その行為に必要な費用を除いた、つまり実費を除いたことになつてございませぬ。このことは、あくまで実費は除くといふことを貫いておるのでございませぬが、先般私の説明の中に、謝礼と実費とが区別できないときは、その全体がわいろとなるという御説明をしたのでございませぬ、選挙法の判例からいふと、選挙法に對する供与と認めましたので、そういうふうにして、選挙法に對する供与と認めましたので、選挙法に對する供与といふのは報酬の意味であるといふことに判例はなつておりませぬ。従つて、車馬賃や飲食、宿泊料の

の五

ことは、どうも法律をよく知らない国民の多数は納得がいけないように思うのです。こういう点につきまして一つ法務大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 いかにもごもっともな御質疑と存じます。御設例のような場合がございまして、私どもも非常にその点は苦心をいたしておるわけがございまして、裁判の判決に対して国民が信を置かなくなるようでは、国の秩序というものは保たれなくなるだらうと思ひます。ただいま御設例になつたような場合におきまして、国民は、おそらく、この判決に政治的の圧力が加わつて、そして判決までが政治力によって歪曲されて、そしてああいふ判決になつた、さうには考へておるまいと思ひます。さういふ事件を引き起した検察当局の責任ということになるのでございまして、これは仰せの通りでございまして、ただ、検察当局が起訴の手続をとりました当時、果してその手続をとつたことが適正であつたかどうかというところは、結果から見ましてそれが無罪になつたかどうかというところだけでは判別はつかないのではないかと。つまり、当時の情勢といつたしましては容疑は相当濃厚である、だから、検察官としては、それを見のがすというところはかえつて職務違反になりはしないか、容疑がこの程度まであるならば、やはりこれを法律の手続に乗せて、そして訴追しなければならぬ、さういふ場合もあるわけがございまして、ここが検察官としての判断の非常な苦しいところとございまして、ここに、ただいまお話し上りまし

たような事件につきましては、当時検察当局といたしましては非常にその判断に慎重を期して、そして訴追手続をとるよう決定いたしました状況であるようございまして、でありますから、その後のいろいろの事件が分明になつて参りまして、また法律の解釈等も明らかになつて参りまして、そしてこの事件で二審において裁判所は罪なしと判決はいたしましたのでございまして、裁判官の方でも果してこれが罪があるかどうかということについても非常に慎重に審議をしたようございまして、ことに、第一審の判決書を読んでみますと、第一審でも無罪ではございませうけれども、無罪と判決しながら、しかし、当時の状況として、これだけの事実があれば、その事実を基いて違法の容疑ありとして訴追をした、起訴をいたしました検察官としては、これは当りまえであるというふうなことで第一審の判決書には書いてあるのでございまして、つまり、検察官といたしましては、人を訴追することとございまして、さうしてどこまでも慎重を期して、そして罪なき者をあやまつて訴追するようなことがあつてはならないという務めがあると同時に、やはり、国家の要請として、罪ありという疑いが相当にあればこれを法律の手続に上せて訴追しなければならぬという職務を持つておるものでございまして、私情から言へば、何でも許していきさすれば職務は円満にいくし、問題を起さないのでもございませうけれども、それでは、たとえばわいろ罪について言えば、公務の公正性ということや公務員の廉潔性が保持されない。さういふ点において、

国家の要請として公務はどこまでも公正に保持されていくように法律を運用していくことが、やはり検察官の一つの務めでございませうから、この二つの要請の間に立つてその判断をしていくわけがございまして、今度のお話の出た事件につきましても、当時の状況といたしましては非常にむずかしいことだつたらうと思ひます。さういふ言葉まで、一審の判決でさういふ言葉までしか、そして無罪である、さういふ言葉まで、さういふ判決が出ていくわけ、検察官としては、事件の重大性にかんがみて、どこまでもこれは慎重にやらなければいけない、さういふ言葉には考へておられますけれども、ただ結果において無罪になつたから、起訴当時の処置が誤まつておつた、さういふ言葉には、一律一体にはいかぬのではないかと。それがその検察の立場にあつても、これだけの証拠が並べば、まず一応訴追をしなければならぬというのが検察官として国家から要請されておる職務の務めではないか。ただし、その後のいろいろの事実とかあるいは法律の解釈とか、いろいろの結果、検察官の考へたような結果にならなくても、当時としてはやはり訴追の手続をとつたことが正しかった、さういふ言葉は判定も下し得る場合があるのでもございまして、かし、ただいま仰せのあつたようなこととございませうから、今後の戒めともいたしまして、やはり検察事務をとつておる者は十分戒心しなければならぬ、かように考へておる次第であります。

午後一時二十四分開議

○町村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、及び証人等の被害についての給付に関する法律案の三案を一括して審議を続行いたします。

○竹内政府委員 この百九十七条の四には、「斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ」とございまして、あつせんをなすことと申しますのは、あつせん行為はまだ行われませんが、さういふ趣旨で先に報酬としてわいろをもらひました場合には、そのわいろをもらひましたことによつて犯罪が既遂になりまして、さういふ言葉に御説明申し上げます。

○徳安委員 その次に、「過去にこのような斡旋をしたことによつて贈取賄

が行われた場合には、斡旋の結果現実に不正行為が行われたかどうかにかかわらず、本罪が成立する。」さういふことが書いてございませうが、これも一つ御説明願ひたい。

○竹内政府委員 これはその次の「又ハ」以下の条文でございませうが、あつせんをなしたことの報酬としてございませう。このなしたことの報酬は、あつせんをしたこととございまして、そのあつせんの結果相手の公務員が不正の行為をしたか、相当の行為をしなかつたかということには関係なく犯罪が成立するといふ趣旨で御説明申し上げたわけがございませう。

○徳安委員 先ほど大臣の御答弁をいただきましたが、まことに至れり尽せりの御答弁でございませうけれども、私どもがちよこい事件に関係された方のお話や担当された弁護士諸君の話を聞きますと、事件直後からすでにその担当する弁護士諸君は、これはもう無罪だといふようなことを力強く世間に放送されていることがあるのです。非常に社会情勢が変化したとか、新しい法律ができて、それによつて解釈が違つてくるし、客観情勢違つてきたから、その当時はさうでないと思つておつたが、変化の結果がさういふことになつたといふことも一応うなずける問題ではありますけれども、その当初から、もちろんこれは弁護士は御商売ですから、引き受けるに當つては、お前罪になるぞ、重いぞといふようなことを言つて受ける人はないと思つたのです。けれども、さういふ相違権威のある諸君が、これはもう無罪だ、間違いないといふようなことをはつきり世間に放送され、しかもその結果が

無罪になっているというふうなものに
つきましては、ただ先ほどの大臣のお
話だけでは、私もどうも納得のい
かないような点もあるのではないかと
私は検事がみな悪いと考へておるの
じゃない。みないと思つておるの
じゃ、やっぱり政界にも不心得の者が
一人か二人あるために、まるで政界は
みな悪いことをしておるよに思われ
るよに、検察当局においても、少し
根性曲りがあったり、わがままをし
たり、そして検事フアツシの傾向が
ありますと、検事みなが悪いよに世間
が誤解するのであります、これはま
ことに残念なことでありますから、こ
れは相戒めて、私も政界におる者
も、またその取締りの任に当られる検
察当局も、十二分にこうした点につ
いては世間の非難のないような御処置を
いただきたいと思つて、法務大臣
は、こういう点につきましては、大臣
という責任の立場から、先ほどの御説
明は無理のない説明だと思つてすけれ
ども、今後の問題につきましては、も
う少しお考えをいただけないだろうか
と思つて、大臣の政界の出身でも
ございまして、歴代の法務大臣に私
どもは親しみを感じておりました、御
無理をなさろうとは考へておりませ
ん。また、私が法務委員になりました
のは昨年の十一月からでございます
と、刑事局長というふうな人は、ほん
とに鬼検事みたいなものを指図する
のですから、どんな顔つきをしてい
るか、笑い顔一つしない人だと思つて
おつたが、その方の説明を聞いてみま
すと、私はほかの方で委員長もしまし
たし委員にもなりましたが、ほかの役
所の局長より以上に親切丁寧にして下

さる。こういう刑事局長がおる間は、
検事フアツシよなんというところはあ
り得るはずがない。それで実は安心し
たと思つて、思つて思つて思つて思
つても、つかまつたが最後、もう何と
言いわけしても聞いてくれない検事さ
んも世の中にある。これは、つかま
えられた人間はうそを言うという先入主
からそうなるのかも知れませんが、大
臣やたゞいままでの説明を聞きまし
たら、非常に満足します。またこうい
う方の指揮、監督なさっておる部下が検事
フアツシよなんということに陥るとは
考へられませんか。しかし、これが永
久におつて下さればいいけれども、い
つまたかわられるかわからない。政治家
については非常に最近世間が神経過敏
になりました、何か事件があれば手を
たいたい事を大きくするという形が
ございまして、取調べに當つて、こと
に、社会党でもわれわれ自由党でも、党の幹
部の名前でも出れば、もうそれで天下
を取つたような大きなことを新聞に書
く。あるいはまた、名刺一枚があつた
ということ、これが問題になる。実
に想像以上の宣伝効果といつても可
い、国民の気持を刺激するのに大へん大
きな影響があるのであります。しかし、
私どものこれまでの考へで申しまし
ると、むしろ今日では政界人よりか官僚
の力の方が強くて、官僚独善に陥る弊
害がたくさんあると思つて、であ
りますから、名刺一枚持つていったら
らいのことで役人が不正をしられ
ません。今日の局長や次官も、大臣が
大臣でおられる間は言うことを聞きま

しょうけれども、總辭職とか、内閣
が更迭だとか、あるいはまた改造があ
るといふことになりまして、なかなか
局長、次官は、言つたつてすなおに聞
かないのが現状なんです。いわんや、
私も陣がさが行つたつて、政界に少
しく力のある諸君が行つたつて、正
面ではべこべこして、腹の中で
はかえつて舌を出すというふうな官僚
も多いのですから、そんなに政界人は
今日の方が強くないのです。今の世間の
風向きがそうとおるもので、すか
ら、何でもかんでも政治家が少し
ちよつつかいを出せば悪いことだとい
ふような工合に考へられておるよに
で、非常にこの点についてはわれわれ
自身も自肅しなければならぬと思つ
ますが、しかし、こういう風潮に乗
り、検察当局等が不用意な言葉を発せられ
ましたり、またその態度等にさうい
う点が現れますと、新聞は、あること
ないこと、ないことを書くわけはござ
いせんが、針小棒大に大きく取り上
げるといふことで、政治家が非常に迷
惑するのであります。ちよつと、政治
家が新聞等に書かれますことは、た
いそれが罪がなかつたにいたしまして
も、これは、弁護士の諸君が弁護士の
免状を取り上げられたり、お医者さん
がお医者さんの免状を取り上げられたと
同じことでありまして、もう一生の生活
を棒に振らなければならぬのでありま
すから、こういう点につきましては十
二分に一つ御注意が願ひたいと思つ
ます。

に、百九十四条でございまして、「特
別公務員職權濫用」といふ条文があり
ます。「裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行
ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ
テ又ハ之ヲ濫用シタルトキハ六月以
上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」
こういうことがございまして、これは一
つ刑事局長さんに伺ひますが、こうい
うことはどういふことを指さしてお
るのでございましょうか。誦んで字のご
とくとおつしやられれば別でございま
すが、これまで例がございまして、
さういふ例もつけ加えて一つお話し
た、だいたいと思ひます。

たという場合には、直ちにこの百九十
四条の適用を見ることはない、とい
ふに考へておられます。

○徳安委員 もろん、無罪になつたか
らといって、これが適用されては大へ
んですから、さういふことではないと思
ひますけれども、しかし、中には、こ
んなことを言つては失礼ですけれど
も、検事さんにも氣違ひじみた検事さ
んもときどきありまして、何でもか
んでもとつちめて喜ぶよな性癖をお持
ちになつておる方も、たくさんの中
にはないとは限らない。私もさうい
うことを過去において見せつけられ
ておる例もある。でありますから、た
い手續は合法的でありますよと、
さういふ方があるいは不適格者として
適当な処置をされることも必要かも
しませんが、しかし、必要以上に職權
乱用をされるということは、たとい合
法であってもあり得る場合があるの
じゃないか、さういふことも考へられ
るのですけれども、さういふことは全
然この条文には當てはまらないことな
らぬであらうか。

○竹内政府委員 御指摘のよな検事
が、大ぜいの中にはないとも言へない
わけがございまして、この採用その他
教養におきまして、その点は十分注意
をいたしておりまして、さうい
うよな検事の処置がありました場合に
は、直ちに百九十四条の適用を見る場
合が絶無とは申しませんがなかなか適
用を見る場合は少からうと思ひます。
しかしながら、さういふ者が放任され
ておるのはございせんので、徳安
委員も御承知と思ひますが、内閣に検
察官適格審査会というのがございま
す。これは檢察官の適格を判断する機

関でございますが、この適格の根拠となりませんが、病弱その他職務をとるにたえないものと認められる者は、この審査会の決議によりまして罷免することができるとなっております。それに關連いたしまして、そういう病的状況、心身の状況だけを審査するのはございませんで、職務のやり方、たゞいま先生の御指摘になったような、檢察官としてあるまじい取り扱いはしたというようなことも、この適格性に関連する問題でございますので、その審査会で十分審議をされまして、これは罷免ということに至らなくても、勸告というような形で法務大臣に示されまして、その御意見等は常に私ども謙虚な気持ちで聞きまして、實際の指揮監督の上に反映させまして、檢察官の行使に遺憾なきを期しております状況でございます。なおまた、別途、この百九十四条に該当しない場合でございますけれども、むしろ問題は、起訴をしたということよりも、不起訴にしたということに檢察官の問題が伏在するということに從來理解されております。御承知のように、外国におきましては、起訴法定主義と申しまして、いやしくも嫌疑があります場合には、すべてこれを裁判にかけて、裁判所で判断をしてもらう、そうすることによって檢察の公正な態度を明らかにしようというような法制をとっておる国も少くないのでございませんで、日本におきましては、これは前の裁判所構成法以来、あるいはまた旧刑事訴訟法以来、検事処分の便宜主義と申しまして、起訴、不起訴を檢察官の判断にかからしめておるのでございませんで、この判断において、公正でない取扱いをするというふうな、そう

いう意味の檢察の取扱いに對する批判もあるものでございませんで、そういうものに対しましては、檢察事務の檢察審査会というものが裁判所の機構の中にございまして、これは民間の方も入りまして不起訴事件について審査をするのでございませんで、そういうものに対して、もし檢察の不起訴が適切でないということになりまると、これは起訴すべき案件であるという判断をして檢察に勸告するというような制度も今日では訴の場合、そのいづれに對しまして、も、あくまで公正な態度をとるようになり、檢察みずから努めておることは申すまでもございませんで、なお外部のそういう抑制機能によって公正な運用をはかるというふうな制度的にもなっております。○徳安委員 大体御説明でわかりましたが、私は最後に大臣に一つお願いをしまして、御所信を伺いたいと思つております。それは、この法案は今の社会の要望でもありまると、不十分でありまるとも、政界浄化のために一歩前進した法案であると思つておるから、私ももう双手をあげて賛成しておるから、私もあります、しかし、この運営に當りましたように、乱用のおそれもあるし、特に誤った嫌疑によつて相当な地位の諸君に取り返しつかない損害を及ぼすようなことがあつては相ならぬということについて教訓繰り返してお話しになっております。私も全く同感であります。そこで、本案が通りましたら、これまでの質疑の過程から考へましても、相當に檢察当局と、また一般の社会常識なり、法律を知らざる

一般の国民との間の考え方等についても、摩擦があつたり考え違ひがありはせぬかと思つて、一方は罪にならぬと思つた点についても相當疑念のある問題が残されております。こういう点につきましましては、早わかり表といううなものを作れとは申しませんで、も、少くとも、だれが見ても、もつと、親切なものをお見せいただいて、そして全部納得するようにしていただきたい。そして、私ども政界の者も、できるだけ、いや、できるだけ、精神に沿うように努力をしまし、また、檢察当局も、あやまつて行き過ぎのないようにしていただくというこゝに對して、法務大臣の特別の御配慮を一ついただきたいと思つております。そうしませんが、こうしたものをもう一つ投げかけたようなことになりまして、そうでなくては、今日までいろいろ問題があらまると、今後におきましても、たくさんつかまつたけれども、結局は無罪になつた、一体どつちがほんとうだといううな、実に国民をして迷うような事態がしばしば起るようなことがあらまると、まあこれは重き罪に処せよとは言いませんけれども、そのときには必ず罪になるようなはつきりした証拠と、だれが考へても当りませんで言われるようなものを起訴をする、それでなければ、むやみやたらに人を傷つけるようなことはしないように、十二分に御配慮をいただきたい。そういう点につきましましては、檢察当局等に対して

法務大臣から、一つ適切な指示でもしていただくか、あるいは所信を表明していただくか、何かの方法をとつていただきたいように思つております。○唐澤國務大臣 一々ごもつもの御所信を伺いたいと思つております。御意見と存じます。このあつせん収賄罪に關する法案は、一部には、内容があまりに狭過ぎるという御批判があるようございませんで、私といたしましては、たびたび御説明申し上げました通り、あつせん収賄行為のうち特に悪性と思われるようなものを規定したわけでございますが、しかし、この法律案がたゞ法律となりましたら、私は相當の威力を持つ法律になると思つております。その意味におきまして、この法律の目ざしておるべきところの公務の公正性とか公務員の廉潔性というものを保持する上に相當の効果をあげる、ひいては、大きい言葉で言へば、政界浄化のいい温床になると思つておるのでございませんで、しかし、それだけに、この法律の運用を一步誤りまると、非常な迷惑を社会に及ぼす。この法律との關係におきましては、公務員と二様に書いてありますけれども、あつせんという關係がありますから、選挙等によつて出て参る公務員との關係がどうしてございませんで、選挙区を持つておる公務員といたしましては、どうしても選挙区のことでは、これは今日の事情でございませんで、これは今日の事情でございませんで、その際に、この法律が非常になりになると、そして正當な公務員としての活動すら制約されて

しまつて、このことになりまると、民主主義の政治下において、これはまた遺憾なことではございませんで、ことごと、この法律の適用を誤りまして、たゞこの法律の適用を誤りまして、そうして法律の手續をとるようになりまして、それが最後には無罪といううなことになるかと、その人に及ぼす迷惑は、もうはかり知れないものがあると思つてございませんで、私は、この法律を立案するに當りましても、なるべく解釈に義理のないような、なるべく、如何なる場合に及ぼされる場合とが得る限り法律技術的に明瞭に区分されて、そして不測の災いを多くの人に及ぼさないようになつて注意を以て参つたわけでございますが、たゞいま御意見のありました通り、これが法律となつて実施されるようになりましたら、まず第一に、私どももいたしまして、立案者として、この考へ方などを十分に研究しまして、その考へ方など、一般のこの法律に關するのみならず、一般のこの法律に關する人々の判断の資料にしたい、かように考へておられますし、また、檢察部内をよく戒めまして、法律の運用を誤らぬよう十分研究をして、そして、この法律を適用するに當つては、慎重にも慎重を重ねて、そして仕事をいたすように訓戒をいたしたいと考へておるような次第でございませんで、○徳安委員 私はそれでございませんで、もう一つ、これは本案に關係ございませんで、氣づいたことと、一つ大臣の御所信を伺いたいと思つて、これは法律家や専門家が、

大したことはない、ちようどお医者さんが人を殺しても何とも思わないように、何とも思わないでしようけれども、逮捕という言葉が新聞に出ますと、強盗殺人でもしてつかまったようにしか世間は考えません。逮捕という字が法律にございますから、逮捕ということはやむを得ぬでしようけれども、もう少しやわらかい言葉を使うようなお考えはないでしようか。これはほんとうに、そういう方面に關係のない一般国民から見ると、逮捕状が出たというのを新聞で大きく書きますと、ネズミの子一匹盗んでも逮捕状が出るわけで、そうすると、まるで強盗殺人がつかまったように世間は思うのです。あの文字はまことに民主主義に反する不適當の言葉のように思いますが、ああいふ言葉はもう少し――これは、非常に重犯罪で、人を殺せば、兇器を持っておれば逮捕という言葉はけっこうだと思つてありますが、そうでない、まだ罪になるかならぬかわからないような人をあの大きな活字で逮捕というのは、どう考へても法律家でない私どもにはあまりに大きく世間を騒がせるような言葉にしかとれないのであります。大臣はその点について何かお考えはございませんか。

え、いづれ裁判で黒白が決するといふようなことで、日本人が考へるほど逮捕というところにショックを受けたい、こゝろいふようなこともあるとやら承つておりますが、これは社会通念で今の日本にはなかなかそれほどまでにはないかと思ひますが、先ほどもお話のありました通り、檢察当局といたしまして、訴訟手続をとるかとなぬかという紙一重で非常迷う場合がある、そして檢察当局が右するか左するかによつてその相手方には非常に運命の差異が出てくるということでございます。それで訴訟手続をとりましてもそれほど社会的な影響がなければ、今のような点は非常に軽くなるのでございます。これは逮捕という字をただ改めただけで御希望のような状態が出るかどうかはわかりませんけれども、また、逮捕という字の持つニュアンスからいへると影響があるかと思つてございます。私は法律の方はしつとでございます。私は法律の方は御意見は私も共鳴できるような気がいたします。今から、今刑法全般にわたりますから、今のようなお考への点はやはり学者、専門家の間にも十分考へてもらつた方がよろからう、かように考へておるわけでございます。

○唐澤國務大臣 きわめて率直なお話でございます。私も今法務の担当をいたしておりますけれども、そういう立場から離れまして、ほんとうに一人の社会人として全く同感なのであります。私も法務の方は詳しくございませぬが、承るところによりますと、諸外国におきましては、日本におけるいわゆる逮捕という法律上の手続が開始したというても、それほど考へず、いづれ裁判で黒白が決するといふようなことで、日本人が考へるほど逮捕というところにショックを受けたい、こゝろいふようなこともあるとやら承つておりますが、これは社会通念で今の日本にはなかなかそれほどまでにはないかと思ひますが、先ほどもお話のありました通り、檢察当局といたしまして、訴訟手続をとるかとなぬかという紙一重で非常迷う場合がある、そして檢察当局が右するか左するかによつてその相手方には非常に運命の差異が出てくるということでございます。それで訴訟手続をとりましてもそれほど社会的な影響がなければ、今のような点は非常に軽くなるのでございます。これは逮捕という字をただ改めただけで御希望のような状態が出るかどうかはわかりませんけれども、また、逮捕という字の持つニュアンスからいへると影響があるかと思つてございます。私は法律の方はしつとでございます。私は法律の方は御意見は私も共鳴できるような気がいたします。今から、今刑法全般にわたりますから、今のようなお考への点はやはり学者、専門家の間にも十分考へてもらつた方がよろからう、かように考へておるわけでございます。

で、それらを集約して私ども大体わかるのでありますけれども、なおいろいろな角度から考へますと、その点一そう明確にしておいていただきたいと思ひますので、端的に、この立法の目的が何にあるかということをお白にしておいていただきたい。

○唐澤國務大臣 このあつせん取捨罪のねらいどころ、この条文が保護しようとしておる法益は何であるかというお尋ねでございます。これは前にもお答え申し上げましたところでございしますが、要するに、公務の公正を保持するということ、また一つには公務員の廉潔性を担保する、こういう二つの目的をもつて立案いたしておるわけでございます。さらに詳細の点は刑事局長より御説明申し上げます。

○竹内政府委員 ただいま大臣からお答え申しましたように、あつせん取捨罪の保護すべき法益は、公務の公正を担保するということ、公務員の廉潔性を保持する、この二点にあると思つてございしますが、この両者がそれぞれどちらか一方に偏して立法されておると、また、日本の刑法の規定しております演職罪も、いづれもその両方の意味を含んだ立法例になつておると理解しておるわけでございます。しかしながら、提案理由の中で申しましたように、官紀の肅正と申しますか、綱紀の肅正と申しますか、そういうようなところをねらつての立案でございまして、特に公務員の廉潔性ということがこの法案の重点になつておることは、いなみがないところであらう、かやうに考へております。

○吉田(賢)委員 公務の公正を担保し、公務員の廉潔性を保持することがこの法案の目的であるとするならば、それは一切の公務員のみならずこれを保持することによつて私は目的を達し得るのだと思ひます。さういふならば、この場合請託を受ける者が公務員でなくともよくはないか、要するに、公務員の廉潔を保持し、あるいは公正を維持するということにあらゆる努力を傾倒していくならば、請託を受ける側の者、働きかける方は公務員に限定する必要はないじゃないか、こう思ふのですが、その点はいかがですか。

○竹内政府委員 公務の公正という点を主として考へます場合には、ただいま御指摘のように、公務の公正を疑わしめるような、そういう危険な状態に置くような行為は、ひとり公務員だけから行われるのではなくして、一般の公務員でない、公務員の身分を有しない者においても行ひ得るのでございしますが、特に働きかけをします主体を公務員に限定いたしましたのは、主として公務の廉潔性ということの保持に重きを置いたところから、そのような規定をした次第でございします。

○吉田(賢)委員 この法律は、重きを置くところか重きを置かないかというのじゃなくして、日本の一切の行政機構、行政の運用の上で公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持しようというのであるならば、今おっしゃつたように廉潔性の保持に重点を置いたら、この働きかける側の請託を受けた者を公務員に限定するということは、どうも趣旨は徹底しないと思ひます。かえつて、公務員に限定することによつて、その結果は公務員の廉潔性保持に特別なプラスになることはないのではないかと考へております。

こう思ふのであります。これを非公務員一切に及ぶといふ場合におきまして、むしろこの場合廉潔性保持の全うできる道があるのじゃないか。何となれば、公務員でない者は犯罪の主体にならない。言いかえますれば、非公務員、旧官吏、顔ききのボス、政界の暗躍者、第三者は罪にならぬ。公務員ならぬ者の世界は無限に放任されていゝ。そして、これを受ける側、相手方になる、受け身になつておる者は、公務員の廉潔性保持というようなことで非常に制約を受けて、働きかける者は、一部の者を押えて、大部分は押えないといふことになるのであります。あなたのおっしゃる廉潔性保持とか公正保持とかいふものは、かえつて目的を達しないという結果になると私は思ふのです。要約すれば、公務の公正を維持するとか廉潔性を保持するといふことは、働きかける者を公務員と限定したゆゑに、非常な制約を受けることになつておるわけであります。その点の矛盾は矛盾としてはつきりしておいてもらわなければいけません。法律案そのものがそこまですげなかつた理由もはつきりさせなければならぬと思つてあります。おっしゃる趣旨におきましては、その目的を達することはむしりできないといふことを御説明になつておると同じじゃないか。

○竹内政府委員 吉田委員にお言葉を返すようでございますが、この法案におきましては、公務員が職務権限を有する他の公務員に働きかけをいたしまして、その働きかけをしたことの報酬としてわいろをもらつて、その行為を廻ししようとするものでございまして、その働きかけをします公務員の公務員

としての廉潔性を保持しようと思し
すのは、先般も申し上げたかと思いま
すが、公務員は金によって買収するこ
とのできないものであるということ
前提とする考え方でございまして、そ
の働きかけをいたします公務員は、い
かなる理由があるにせよ、何がしかの
働きかけをして、それによって報酬を
もらう、そういうことは公務員の廉潔を
害するのであるという考え方に立つて
おるのでございます。その中で、その
ような行為は公務員の廉潔をそこな
うとしますが、特に処罰をしよ
うとしますが、一定の限定を加え
まして、不正な行為をするようにあつ
せんをした場合にだけに限定しよう
としておりますことは、この法文の示す
通りでございます。考え方としては、
その働きかけをする公務員がそのよう
なあつせん行為をして報酬として金を
もらうということが公務員の廉潔をそ
こなう行為であるという趣旨でござい
ます。

ところが、現実には、しばしば引用されて
おるところに、あるいはへびに値する
ところの町の顔役もおる、あるいは今
日は公務員でない前の官吏のプロ
カーがある、あるいはまたその他第三
者に加担していろいろの圧力をかけ
る一般人がある。こういうふうな、外
におるそういう幾多の者が放置され
て、ただ類似の同じ公務員と刑法七条
で限定しておる公務員というその身分
を持った者だけを押えるというのであ
れば、あなたのおっしゃるそのかこの
中におる清潔なるべき鶏あるいは公正
なるべき職務行為、それは十分に保護
し、それを確保しようとすることはで
きないじゃないか、こういうのです。
ほんとうに確保しようとするならば、
犬もしばるが、同時にへびもしばる、
あるいはイタチもしばる、要するに公
務の廉潔を破壊しようとする一切の外
の害悪を押えなければ目的を達しない
というのです。論理はそういうことな
のです。その点におきまして十分に目
的を達し得ないということだけはお認
めにならないでいかにいかに。大体この点
はやっぱり大臣も聞いておかなければ
いかぬのです。私どもも基本的にはこ
の法律には賛成するのですけれども、
法律案の弱点は弱点として明白にして
おいてもらわなければならぬ。完全
無欠なような、そんな答弁をなさった
ら、それは首尾一貫しません。それは
幾多の矛盾、破綻を生ずるのでありま
す。でありますので、公務員でない
一般人をしばることをどうしてしな
かったかということ、これはやはり
明白にこの法律の一つの弱点として明
らかにしておいてもらわねばならぬと
思う。

○唐澤園務大臣 この点はだんだん刑
事局長からお答え申し上げた通りで
ございまして、この法律のねらつてお
るところの一つは、公務の公正を確保し
よう、こういうことでございます。そ
こで、この公務の公正を確保するよう
働きかけというものは、公務員の資格
のある者からそういう働きかけをいた
しませうとも、あるいは公務員の資
格を持たない者からそういう働きかけ
をいたしませうとも、いやしくもそ
のため公務の公正を害するような結
果を生むようございませうれば、それ
ら一切がっさいを犯罪として、公務の
公正を害するような働きかけを阻止し
たらどうかという御意見かと思うので
ございまして、これは考え方によりま
して一応ごもつもの考えかと思うので
ございまして。ただ、あつせん収賄罪と
通常いわれております場合におきまし
ては、一応この働きかけは公務員がす
る場合ということが想像されるのでご
ざいまして、公務員は非公務員に比
べて法律制度の上において特殊の権力
を持ち、力を保障されておる身分でござ
いますから、まずそういう身分の者か
らの働きかけを制限するという考え方
から出発するわけでございまして。そ
れでは、いわゆる官庁ブローカーとかい
うようなもので、実力の点においては
公務員たる資格はなとも、公務員た
る資格を持つておる人と匹敵するほど
の者があつて、これが公務員に働きかけ
れば、やはり公務の公正を害するとい
う点においては影響は同じではないか
か、あるいはそれ以上ではないかとい
うような御議論があるのでございま
し、なるほど、官庁ブローカー等によ
るいろいろの働きかけによる弊害とい

ものも、これはなきにしもあらずと思
うのでございまして。しかしながら、そ
れは事実上の力でございまして、法律
制度の上においてはその人が力を持って
いるわけではない。その上、かりに事
実上の力であっても、公務の公正を害
するという観点から、そういう人の働
きかけはやはり法律で取り締つたらい
いではないか、こういう考えも立つた
のでございまして、しかも、それら
をどういふふうな選別していかんとい
うようなことで、立法技術上も非常に
むずかしいのでございまして。ことに、
公務員でない人は一応その働きは自由
でございまして、公務員であるがため
に、公務員としての心がけ、他の一般
の公務員でない者よりは国家公共に対
してやはり自分が公務員であるとい
う自覚に立つて廉潔を保たなければいけ
ないという意味におきましては、一般
の人よりも公務員はよけいに慎しま
なければならぬ、こういうような差別は
やはり認めなければならぬと思つた
のでございまして。でありますから、これを
立案するに於いての根本の考え方でご
ざいまして、公務の公正を保持するた
めにはあらゆる働きかけを全部犯罪の
対象としてこれを規定して処罰する、
こういうふうな考えから出発するか、
あるいは、たびたび御説明申し上げま
した通り、日本においてはこれは初め
ての立法でございまして、この公務
員の働きかけもある限定を加えて、そ
れから、働きかける人にもやはり身分
上の限定を加える。つまり、いわゆる
あつせん収賄行為の中で最も社会的に
見て悪性であるというものをだけにとり
あえずこれを規定いたしましたので、そ
して、この法律を實施した際におきま

して、その実施の結果から見て、さら
にこれを修正するなり、あるいは拡大
するなりということを考えていくのが
最も穩健である、かような考え方から
出発いたしましたのでございまして、
これは公務員に限らず一般の人からも
公務員に対して働きかけて不正なこ
とをやらした場合は全部処罰したらよ
しいじゃないかという、これは一つの
考えでございまして、しかし、
それではあまりにひど過ぎるとい
う考案があるのでございまして、これを吉
田委員のお尋ねに對して私がお答えす
る際に引例してははなはだ失礼にな
るかもしれませんが、従来からのあつ
せん収賄罪についてのいろいろ提示され
た案を見ましても、昭和十五年の改正
刑法修正案にいたしまして、それか
ら、一緒に政府案として当時の国会に
提案された案を見ましても、また、吉
田委員の方の社会党の案におきまし
ても、やはり全部これを身分犯とした
まして、そして公務員がこれこれの
ことをした場合に処罰するといふふう
になつております。私は、まず公務の公
正を保持するともに公務員の廉潔性
を保持するといふ意味から、公務員が
こういう行為をやつた場合だけを処罰
する、こういうふうな考え方からこの
三案ともできておると考えておるの
でございまして、私ども、立案をいた
すに当りまして、これら三案を提示さ
れております三案を有力なる案とい
たしまして、参考にして作つた次第で
ございまして。

○吉田(賢)委員 非公務員を処罰する
ことは、選別が技術的に困難であつ
て、従つて立法技術の困難を伴うとい
う御意見であります、公務員以外

の者を処罰しないことによつて、公務の廉潔性の保持が困難になるといふ面は当然出てくると思ひますので、その両者はどういふふうはお考えになりませう。第一に、選別が困難とおっしゃいますけれども、どの点の何の選別か、これは御説明を聞かなければわかりませんが、非公務員を処罰するのと、身分のある公務員を処罰するのと、人間を処罰する関係は、選別することは簡単にできる。果してそれが犯罪に該当する行為であるかということの事実の判断が困難だということも知りませうけれども、しかし、この点は、あるいは立法技術の上でというよりも運営の上で困難だというお説になるのかもしれないけれども、やはりこれは、根本の考え方と、もう一つは、むしろそれよりも、今のこの法律の目的とするところに対する考え方の違いから出てくるのではないだろうか。言いかえますと、もっと端的に申しますと、この法律の目的とするところは、今おっしゃるがごとく、公務の公正、公務員の廉潔性は、今日の日本の社会におきまして極度にゆがめられ、もしくは腐敗せしめられ、もしくは侵害せられておるといふこの事実に対するお考え方の程度が浅いのじゃないだろうかというふうにも考えられますので、立法技術の末の問題というよりも、この事態に処罰することの輕重、大小の考え方の違いから出発するのではないかと、こう私は思ふのであります。これをなお練り返して再言しますと、今日の社会は、財政的に、政治的に、経済的に、極度に腐敗したものだと思ひますので、こういう腐敗に対処する一つの立法措置といたしましてのその考え方が少し

甘いんじゃないか、こういうふうになさるは私に考えますので、これらの点についてお伺ひした次第であります。

○唐澤國務大臣 今日この社会情勢を見て、公務の公正が破れておる、綱紀を肅正する必要今日ほどはなほだしきはない、こういうような認識につきましまして、全く吉田委員と私は同感でございます。あつせん收賄罪を立案いたしましたこの必要性につきましては、いろいろの案を従来から提示しておられる方々に劣らず、この立法の必要を痛感しておるものでございませう。ただ、私は、一方公務の公正、公務員の廉潔ということを持しなければならぬ、こういう必要は認めませうけれども、そのためにまっしぐらに邁進し、そうしてこの法律ができ上つた際における反面の弊害を忘れてはならぬ、こういうことにも立案者といつたしましては慎重なる注意をいたしておるつもりでございます。この法律の立案、制定の必要は痛感いたしておるけれども、だんだん先ほど来申し上げました通り、この規定は、ある意味においては非常におそろしい規定でございまして、一步その運用を誤りますと、非常な弊害を生ずる。民主政治下における公務員の善意適正な活動すら非常な制約を受けるという危険性を持つておられますから、その点につきましても立案者としては十分なる注意をいたさなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

先ほど選別の点について御疑義があつたようでございますが、私が申し上げますのは、例として、たとえば官庁ブローカーなんかよるあつせん弊害があるんじゃないかという話をす

ぐ出るのでございませうが、そういうような人々も、やはりあつせん收賄をしたらば犯罪になると書くか、あるいは、そういうような人々を書かずに、一般にだれでも公務員に対してあつせん收賄したら罪となると書くか。その二つを立法上書き分けるのが非常にむづかしいというので、従つて、何人かを問わず公務員に対して不正の作為・不作為をあつせんして、そうしていろいろとつたりするときは処罰すると書きますと、この処罰の対象は社会全般の人に及ぶわけで、そういうような大ぶろしきを広げるといふことは非常に危険ではないか、かように考えます。先ほど申し上げましたように、従来提示されておられますこのあつせん收賄に関する三案とも、やはり公務員という身分に限つておるわけでございます。

結論的に申し上げますれば、このあつせん收賄罪を制定する必要性といふことにつきましましては、私も吉田委員同様痛切にこれを感じております。痛感いたしておられますけれども、しかし、立案者の責任といたしまして、ただその目的を追求するために、その反面にある弊害を忘れることはできない。でありますから、この弊害が起らないやうにということを中心いたしまして、そして今日のようなこの案を作つた次第でございます。

○吉田(賢)委員 公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持するといふことは、この法律案によりましますと、主客両方がそうであるといふことになつております。ところで、一方主体になし、働きかける側の公務員におきま

しては、いろいろな制約といひますか、犯罪の要件がこれに規定されてあるやうであります。そういたしますと、今法務大臣は、すべての非公務員も含んでしるべしといふことはあまり大ぶろしきで危険だといふお考え方を述べたのであります。しかし、また一方から考えますと、これを公務員に限定することによつて、あらゆる非公務員が除外されてしまふ。いずれが大いにかといふことは、現実はまだ統計等はありませんけれども、しかしながら、現実的なこころいふ被害の想定は、かなり広範に非公務員が入るといふことは考えられる。もう一つ、公務員にしてなお請託その他職務上の不正行為あるいは相当の行為をさせたりさせなかつたりといふ条件を付してありますので、一そう限定をされていくわけでありませう。こんなに限定いたしまして、働きかける側の公務員の廉潔の保持ということも、今日のどろ沼のような腐敗社会の日本におきまして目的を達する、一体ほんとうにそんなお考えがあるのかどうか。そうではなくして、これも何かしら一つの大きなアドバルーンを上げたことになつて、このやうな法律によつて大きな警戒心を起す、それが目的であるといふのかどうか。今おっしゃる公務の公正、公務員の廉潔を保持したい、それが法益であつて、これを守りたいといふことを、ほんとうに将来はお考えになつておるか知りませんけれども、きょうはそこまでするのではなくして、一つの大きな警戒心を起すことがねらいであるといふことがほんとうではないだろうか。これは、今申しましたやうに、働きかける側においても幾多の条件を付

してこれを制約してしまつておりますので、私はその点を痛感せざるを得ないのであります。これがほんとうのところじゃないかと思ふのですが、そのほんとうのところをやつぱり大臣はすばつとお述べになつていただきたい、こころを思ふのであります。

○唐澤國務大臣 今日まで、この法案につきましまして、あるいは狭過ぎはしないかといふいろいろの御批判がございました。その一つは、第三者供賄の規定がないではないかといふ御批判が世上にあるのでございませう。また、今吉田委員から御指摘のありましたやうに、公務員だけの身分犯としたのは狭過ぎはしないか、公務員以外の者のあつせん收賄罪も処罰の対象にしたらばよくないかといふ、これも木案から見たら非常に範囲の広いものになるのでございませう。しかし、これは、もし私の言葉が過ぎればお許しを願ひたいと思ひますけれども、社会党から御提案になつておられますあつせん收賄罪に関する法律案のうちにも、第三者供賄の規定もなく、また身分犯として公務員だけを処罰するやうになつておられます。この二つの点は、私は社会党の考え方と全く同調をいたしておるつもりでおるのでございませう。その点実は社会党からのお尋ねがあるやうには期待しなかつたのでございませうが、今お話をいたしましたそれとは別に、この案はいろいろの条件でしほつておるのではないかと、御非難は当然あることと覚悟をいたしておつたのでございませう。その点がこの法案に対するわれわれの考え方の重点でございませう。それで、この条文のうちいろいろ制約があるといふと仰せられますが、私も、

甘いのじゃないか、こういうふうになさるは私に考えますので、これらの点についてお伺ひした次第であります。

○唐澤國務大臣 今日この社会情勢を見て、公務の公正が破れておる、綱紀を肅正する必要今日ほどはなほだしきはない、こういうような認識につきましまして、全く吉田委員と私は同感でございます。あつせん收賄罪を立案いたしましたこの必要性につきましては、いろいろの案を従来から提示しておられる方々に劣らず、この立法の必要を痛感しておるものでございませう。ただ、私は、一方公務の公正、公務員の廉潔ということを持しなければならぬ、こういう必要は認めませうけれども、そのためにまっしぐらに邁進し、そうしてこの法律ができ上つた際における反面の弊害を忘れてはならぬ、こういうことにも立案者といつたしましては慎重なる注意をいたしておるつもりでございます。この法律の立案、制定の必要は痛感いたしておるけれども、だんだん先ほど来申し上げました通り、この規定は、ある意味においては非常におそろしい規定でございまして、一步その運用を誤りますと、非常な弊害を生ずる。民主政治下における公務員の善意適正な活動すら非常な制約を受けるという危険性を持つておられますから、その点につきましても立案者としては十分なる注意をいたさなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

先ほど選別の点について御疑義があつたようでございますが、私が申し上げますのは、例として、たとえば官庁ブローカーなんかよるあつせん弊害があるんじゃないかという話をす

ぐ出るのでございませうが、そういうような人々も、やはりあつせん收賄をしたらば犯罪になると書くか、あるいは、そういうような人々を書かずに、一般にだれでも公務員に対してあつせん收賄したら罪となると書くか。その二つを立法上書き分けるのが非常にむづかしいというので、従つて、何人かを問わず公務員に対して不正の作為・不作為をあつせんして、そうしていろいろとつたりするときは処罰すると書きますと、この処罰の対象は社会全般の人に及ぶわけで、そういうような大ぶろしきを広げるといふことは非常に危険ではないか、かように考えます。先ほど申し上げましたように、従来提示されておられますこのあつせん收賄に関する三案とも、やはり公務員という身分に限つておるわけでございます。

結論的に申し上げますれば、このあつせん收賄罪を制定する必要性といふことにつきましましては、私も吉田委員同様痛切にこれを感じております。痛感いたしておられますけれども、しかし、立案者の責任といたしまして、ただその目的を追求するために、その反面にある弊害を忘れることはできない。でありますから、この弊害が起らないやうにということを中心いたしまして、そして今日のようなこの案を作つた次第でございます。

○吉田(賢)委員 公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持するといふことは、この法律案によりましますと、主客両方がそうであるといふことになつております。ところで、一方主体になし、働きかける側の公務員におきま

しては、いろいろな制約といひますか、犯罪の要件がこれに規定されてあるやうであります。そういたしますと、今法務大臣は、すべての非公務員も含んでしるべしといふことはあまり大ぶろしきで危険だといふお考え方を述べたのであります。しかし、また一方から考えますと、これを公務員に限定することによつて、あらゆる非公務員が除外されてしまふ。いずれが大いにかといふことは、現実はまだ統計等はありませんけれども、しかしながら、現実的なこころいふ被害の想定は、かなり広範に非公務員が入るといふことは考えられる。もう一つ、公務員にしてなお請託その他職務上の不正行為あるいは相当の行為をさせたりさせなかつたりといふ条件を付してありますので、一そう限定をされていくわけでありませう。こんなに限定いたしまして、働きかける側の公務員の廉潔の保持ということも、今日のどろ沼のような腐敗社会の日本におきまして目的を達する、一体ほんとうにそんなお考えがあるのかどうか。そうではなくして、これも何かしら一つの大きなアドバルーンを上げたことになつて、このやうな法律によつて大きな警戒心を起す、それが目的であるといふのかどうか。今おっしゃる公務の公正、公務員の廉潔を保持したい、それが法益であつて、これを守りたいといふことを、ほんとうに将来はお考えになつておるか知りませんけれども、きょうはそこまでするのではなくして、一つの大きな警戒心を起すことがねらいであるといふことがほんとうではないだろうか。これは、今申しましたやうに、働きかける側においても幾多の条件を付

公務員に働きかけて不正な作為・不作為をさせた場合だけが犯罪が成立する、この点が一つのしほりだと考えております。そのほかの請託とかあるいは報酬とかいう点は、私ども実際の学者、専門家、実務家等に意見を聞いてみまして、さほど御心配になるほどの制約にはなっていないように思いますが、これはあるいは意見の相違かもしれませんが、ともかく、一番大きなしほりとなっておるのは、この不正の作為・不作為をさせた場合という点でございます。これにつきましてはあるいは根本的の考え方の相違から出発するのかもしれませんが、これも先ほどよく申し上げました通り、わが国におきましては古い昔から学者、専門家の間では古くから学者、専門家の間では唱えられて、種々論議を戦わして参ったのでございますけれども、なかなか学者間の意見も一致を見ず、今日まで法律とならずに参ったわけでございまして。その間におきまして、学者、専門家が心血をそそいで研究して、昭和十五年に発表になっております御承知の改正刑法修正案の中にも、あつせん取賄罪に関する一条文があります。この一条文を作つた当時の速記録等を調べてみましても、やはり、その当時の学者、専門家の意見といたしまして、あつせん取賄行為を処罰する法律は必要であるけれども、この規定はややもすれば乱用のおそれのある危ない規定であるから、一応の制限を付さなければならぬということ、あつせん取賄行為のうち、本人が要求してわいのを取つた場合だけを処罰の対象にするのだ、こういうふうな条文ができております。これもやはり

り、やたらに広く規定して、およそあつせん取賄の行為であれば一網打尽、ことごとく網するとうような考え方は危ない、だからして、ともかく要求してわいのを取つた、これはもう自分が要求したのだから、覚悟の上から、これを処罰するのだ、こういうような考え方でできておつたようでございます。しかし、今日の学者は、だんだん研究して、要求したことと要求しないこととによって悪性を区別するとは理屈にならぬということ、私どももさうように考えましたものでございまして。このしほりは採用しなかつたのでございまして。こういうような考え方も必要であるけれども、その反面においてこれはまた運用のいかんによつては非常に危ない規定である、こういうような考え方の間に立ちまして、さうして不正の行為をさせた場合だけをまず処罰をするとうふうな間をとつて規定したのでありまして、その内容におきましては最も適正妥当であると確信いたしておる次第でございます。

○吉田(警)委員 そのもこの法律を作る前提となるべき日本の現状につきまして、あなたも、この法律を作る必要性を切実に感じたと、その点私とごく同感らしいのであります。それなら伺いますが、一体今日のようにあまりにもひどい政界の腐敗——政界、財界、経済界を通じて、予算の執行面においても、綱紀の紊乱面においても、あるいはまたその他、表に刑事事件になるのは九牛の一毛であります。こういうようなひどい状態というものが、つまり、このような法律によつて綱紀の肅正も達したいというその汚職

とか腐敗とか綱紀紊乱というものはそもそも一体どこから来たという御認識に立っておられるのですか。最も大きな原因はどこから来ておるとか。最も大きな原因になつておられるのですか。○唐澤國務大臣 これは私がお答えするにはあまりに大きな問題と考えるのでございまして、これは私以上もうすでに吉田委員において御承知のことと思つたのでございまして、いつも言いならわされておられますが、いつも戦争を契機といたしまして国民の道義が墮落したというふうなことも一つの大きな原因でございましょう。それからまた経済環境というところもございましょう。その他各般の原因が結果を生み、結果がまた原因となりまして、さうして今日のような、状況に相なつておる、かように考えておるわけでございます。

○吉田(警)委員 一言で尽せないこれらの重大な社会腐敗の原因は、今日国民の世論でもあつて、何人も社会常識として今日知つておるところであります。さすれば、一体この法律によつてそのようなことと抜本的に肅正されるとうふうなこともお考えになるのかどうか、あるいは、さういふことに至る過程として、この際は、いろいろと非難はあろうけれども、不十分なものが出たというのであつたら、それすらも達しないけれども警告をするというのであつたら、私は、そこで、法律の術語として、公務の公正を維持するとか、公務員の廉潔を保持するとか、その概念的な熟語の説明よりも、具体的な今日のこの腐れ切つた泥沼のような社会に對しまして一体何を果そうとするのだからかということを知りたいのであります。さつきも申し上げるがごとくに、一般を警戒するためにこのよ

によつて何を期待するか。公務の公正を保持することも十分に期待できない、公務員の廉潔を十分に保持することもできない、何とならば法は万能でないから、——今の御説明の通りであらう。それならば、一体何を主にしてねらつておられるか。公務員といえども千種万態、ずいぶんたくさんあります。まず、一体最も主たる眼目はどの方面に置かれるのか。まず働きかける方はどこに置かれておられるのか。これらについてもやはり相違な重点がなければならぬ。公務員の廉潔性の保持が重点だとおっしゃるごとき、あるいは、そうでない面が相当なければならぬが、それは、公務の廉潔が失われておる現状にかんがみ、どこを押え、どこをつき、何を目標にすることが最も適切かというところは、立法作業の中途においても十分御検討あつてしかるべき問題であります。何を主としてねらわれたのでありますか。この点を一つ明確にしておいてもらいたい。

○唐澤国務大臣 法律の建前といたしましては、ひとしく公務員と書いておられますから、公務員と書きながらどの種類の公務員をねらつておられるかというお尋ねに対しては、別に法律はどいう種類の公務員をねらつておられるかというところはございません。およそ公務員でございますれば、この法に觸れますればやはりそれぞれ処罰を受けることになるのでございます。ただ、實際問題といたしまして、あつせん取賄でございますから、自然に、人から賄託を受けるような種類の公務員、これがこのあつせん取賄の規定に縁ができてくる、かようなことは想像できません。すけれども、そういうような意味合い

だけはございますけれども、どういふ種類の公務員をねらつてそして立案しておるといふようなことはございませぬ。

〔高橋(順)委員長代理退席、委員長着席〕

○吉田(賢)委員 かしながら、法律を作ることが社会の要求にこたえんとするためであることは、御説明によつてすでに明らかであります。それならば、どの方面にどういふ種類の公務員によつて日本の公務の廉潔が失われてきたか、あるいは侵害されてきたかというところは、統計その他の御研究によつて明らかにならなければ、資料なしにばく然と、魚がおるかかわからぬけれども網を打つたということになれば、これは全く不用意の立法と言わなければなりません。そういう意味におきまして、何もことさらに特殊の部類に属する者が対象でなければならぬという意味ではないのですけれども、現実の大きな被害があつてこそこの法律ができたことは御説明によつて明らかであります。それならば、一体どういふ方面において主として日本の廉潔なべき公務が侵害されておられるのか、それは相当明らかでなければならぬと思ふ。地域的に職域的に、中央か地方か、あるいは公選によつて出た者か、そうでない者か、何かそこでもつと具體的な資料なしにこの法律を作つたというところは、それはかえつておかしき材料なしに、根拠なしに作つたというそしりを免れないと思ひます。その点はいかがでありますか。

○唐澤国務大臣 これはお説の通りでございます。しかしながら、統計数字で証明をするほどの資料はございませぬ。と申しますのは、今日あつせん取賄罪を新たに規定しようというのでございませぬから、すでに規定がございませれば、それに基いてそれぞれの法律上の手続をとりますから、りつばな資料がございませぬ。その法律がないためにその手続を中途半端でやめてしまひますから——お手元へ差し上げた資料もございませぬ。これからの判定もできませんけれども、これが完全無欠な資料というわけには、数の点から申しても言えないのでございませぬ。しかし、大體をいたしまして、今日網紀はどこまでも肅正をしていきたい、公務の公正、公務員の廉潔はどこまでも保持していきたいという考えからこの立案の必要を痛感したわけでございます。

○吉田(賢)委員 すでに犯罪統計というものは刑事事件になつた、もしくはならんとしたものに限られておるのでありますから、この法律の根拠になる前提資料とは若干縁が遠いわけでありませぬ。でありますので、かえつて、そうでない各般の材料がまとめられなくして重大なごういふ立法をするというところは私はどうかと思ふ。やはり、経済の計画にしても財政の計画にしても、日本の国のあらゆる重要な社会事象個々の統計等々が根拠になつてできることは申し上げるまでもないことであります。でありますから、これは相当な根拠がなければならぬと思ふのだが、法務省にさういふふうな各般の種類統計調査等を準備する機関がないとすわなければならぬと思ひます。

○唐澤国務大臣 これはお説の通りでございます。しかしながら、統計数字で証明をするほどの資料はございませぬ。と申しますのは、今日あつせん取賄罪を新たに規定しようというのでございませぬから、すでに規定がございませれば、それに基いてそれぞれの法律上の手続をとりますから、りつばな資料がございませぬ。その法律がないためにその手続を中途半端でやめてしまひますから——お手元へ差し上げた資料もございませぬ。これからの判定もできませんけれども、これが完全無欠な資料というわけには、数の点から申しても言えないのでございませぬ。しかし、大體をいたしまして、今日網紀はどこまでも肅正をしていきたい、公務の公正、公務員の廉潔はどこまでも保持していきたいという考えからこの立案の必要を痛感したわけでございます。

前からいたしましても、やはり公選された国会、この国会議員の立場というものがあることは憲法の明示するところでありませぬ。あるいはまた現実には行政政府の方が優位であるといふような御意見も事実上あるかもしれませぬけれども、建前としては国会であらうと思ふ。しからば、もっと集約するならば、国会議員である、あるいは地方においては地方議会の議員である、ごういふふうにも一応考えられる。これが最も大きな他の職務に対する影響力を持つておられる。つまり影響力を持ち得る地位であり、公務員というふうにかつていられるのであります。それなりとかりにいたしたならば、公選して出てきた者に対しては、あるいはその違法のあつせん取賄の行為につきましては、これはほんとうを言へば、刑罰的犯罪として縛るというよりも、やはりこれは世論がこれを嚴重に批判をし、あるいはまた生命である選挙によつてこれを明らかにする。さうして、支持しないといふことであれば落選することは当然である。ところが、さういふことにつきましては根拠から十分な考えがめぐらされておらず、さうして一方この法律によつてあつせん取賄として処罪せんとするのでありますから、この点も、およそ目的のためにあまりにも手段が小さ過ぎて、目的を達することができないうらみがあると思ふのであります。でありますから、公選された議員につきましては、新聞の批判なり、世論なり、ないしは選挙によつてその政治的生命を奪うといふことが当然でありますので、むしろ政府といたしましてはさういふ

ことに重点を置くということが、私は最も大事なことであらうと思ふのであります。ところが、さうではなくしてごういふことに臨んでいくといふのでありますから、その点につきましては、ものの考え方の輕重、緩急につきましてはお考え方がどうかと思ふので、これも御所見をはつきりしておいてもらいたい。

○唐澤国務大臣 このあつせん取賄罪を規定する必要性といふことにつきましては、先ほど申し上げた通りでございます。これはわが国の刑法学界におきましても、また世界の刑法学界におきましても、この規定の制定の必要があるといふ議論が昔から唱えられておるのでございませぬ。刑法体系といたしましては、やはりこの一条文がなくしてはならないという意見があるのでございませぬ。さういふことで、わが國におきましても数十年前来研究して参つておられます。くどく申し上げるようでございます。昭和十五年には改正刑法修正案が発表されて、そのうちにもございませぬ。それから、越えて十六年には、当時の政府から国会に提案されたが、衆議院の議決を得ずにつぶれてしまつた歴史もございませぬ。それから、公務員といひましても、官公署の公務員だけを限つて、さうしてこのあつせん取賄に関する職時の立法もすでに成文法としてかつては実施を見たようなわけでございます。それから、吉田さんの所屬しておられます社会党からも、もうたびたび御提案があつて継続審議中であることは御承知の通りでございます。また、在野の法曹、弁護士連合会等におきましても、この法律の

ことに重点を置くといふことが、私は最も大事なことであらうと思ふのであります。ところが、さうではなくしてごういふことに臨んでいくといふのでありますから、その点につきましては、ものの考え方の輕重、緩急につきましてはお考え方がどうかと思ふので、これも御所見をはつきりしておいてもらいたい。

制定の必要の意見を具申して参つてきております。また、検察当局その他の実務家の側でも、やはりこの種の規定が要するという意見に一致してあります。こういうような識者の意見を多数に合せた上で、そうして今日あつて、やはり刑法法典整備の上に必要なある、時宜に適合しているという結論を持つことには、少しも不自然は私はないと確信いたしております。この点は、吉田さんには、よくこの法案を出されたという事でおほめをいたしますが、この法案を提出する必要性につきましては、これはもう私は痛感いたしました。御参考にも数か少うございませう。これだけをもつて判断いたしません。ただいまお話のありました、選挙によつて出てきた公務員による働きかけもございませうし、そうでない選挙によらざるいわゆる官吏というふうなものによるあつせん収賄の行為もあるようございませう。種々雑多でございませうが、とにかく、いづれにいたしましても、これはあつせん収賄行為でございませうから、あつせんを依頼されるような種類の公務員がやはりこの法律に一番縁が近い、こういうふうな考えられるのでございませう。

も有力なあつせんを受ける主体になるような地位であることを考えますならば、法律の効果、影響力の限界と、そのこの立法する目的の広範であることと、他にこれを補充しもしくはこれを補足していくべき幾多の方法も同時に考へておかなければいけません。この点からお伺ひした次第であります。ことに、たとえば国会議員がこの犯罪の主体になるといふような、働きかけの側の主体になるといふような場合には、その被害が最も重大であると私は思うのであります。こういうような観点から見ましても、これは幾多解決しておかねばならぬほかの手段を私は用いていくべきだと思つております。そこで、幸い自治庁から兼子選挙局長が見えていたので伺つてみたいのであります。この国会議員の選挙、知事の選挙もありますが、主として国会議員の選挙に例をとつてみますと、公職選挙法の改正調査をめぐりまして幾多の論議が国会あるいは調査会等でせられております。こういうようなものを通覧し、あるいはまた公職選挙法の買収事犯の判決事例等によつて見たり、ないしは雑誌の記事等によつて見ましても、この選挙の実費、実際の経費の使用高というものが、およそ法定費用を何倍超過しているという事は異口同音に発言をしている状態でありませう。こういうことは、これは犯罪として刑事事件として取り上げられたかいなや別といたしまして、こういう事態に對しましては、兼子選挙局長はそういう事実ありというふうな考え方に立っておられるのだから、ないという考え方に立っておられるのだから、五当何とか落とか、いろいろな懸

語さえてきている折柄ですが、実際は法定費用をはるかに超過するというものが常識と見え言われるのであります。これが對するあなたの具体的な事務から来る考え方を一つはつきりしておいてもらいたい。

○兼子政府委員 選挙の運動経費の実態についてお尋ねでございましたが、選挙運動に關します経費につきましては、御承知のごとく、公職選挙法第百九十四条の規定によりまして、その支出金額の制限があるのでございませう。すなわち、選挙区内の議員の定数をもち、有権者数を割つて得た商に一人当り七円の金額を乗じた額が制限額に、衆議院議員についてはなつておるのでございませう。その他の選挙につきましてはそれぞれ金額は違つておりますが、そういう制限額のもとに選挙運動が展開されるわけでございます。選挙運動の経費につきましては、また百八十九条の規定によりまして、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出する、こういう規定になっております。この衆議院議員の選挙につきましては都道府県の選挙管理委員会、全国選出の参議院議員については、全国選出の参議院議員に關するのみ中央選挙管理会に届出がなされておるのでございませう。そのような届出の記載から見ますと、支出はその法定費用の範囲内においてまかなつておるのでございませう。ただ、実際がそれでは合つていないのじゃないか、このような御趣旨のお尋ねでございませうが、新聞雑誌等では、たびたびそのような記事が出ています。ございませうが、私どもごく親しい人に個人的に聞いてみますと、いや法定費用の中でやつていふという方もございませうし、そのような実

態につきましては、私どももいたしましては非常に把握がむずかしいのでございませう。

○吉田(賢)委員 あなたは事務当局だから、法務大臣、警察庁長官、刑事局長を前に置いて、当然公職選挙法に違反するやうな事実がむしる常態であるというやうな御説明はしにくい立場にある、これはわかりませう。けれども、きょうは私は何もそれを主にして議論をするのじゃないのであります。そのやうな金のよつて来たところが問題なのであります。もし選挙費用が法定費用の範囲内で行われて、そしてそれがほんとうに確保されておるといふのであるならば、政界の腐敗問題はこんなにかましく議論しなくていいのです。ほんとうはそうなのです。あなたも国会における選挙法改正に關する調査特別委員会の公聴会における何人の参考人の意見なんかも十分にお聞きになり、あるいはお読みになつたと思つたのであります。これらの人が単に道徳論を流布したとは私は思えぬのであります。一々これは読み上げることはいたしませんけれども、あるいは千円といわれ、二千万といわれ、幾多のやうな例示もあげられまして、多くの有力な人が重要な参考意見を開陳しておられるのであります。まさかこれはたわごとであつて架空の事実を言つておられるとも私は思えぬのであります。そういうところにやはり問題があるのじゃないかと思つたのです。また、選挙費用を少くするといふことは、小選挙区案の一つの理由にも言われたことと私は聞いております。安くするといふことは、単に法定費用云々といふだけでないと思つた。実際の経費と

いう意味だと思つたのであります。そういう点から見ましても、やはりこれは常識論をやつてもらいたい。常識論でも参考になります。これは選挙法違反として捕提はしておらぬ、それはそれでいいでしょう。けれども、常識論としてでも、あなたの常識論というものはやはり相当参考に値すると思つたのであります。それすらあなたはお、法定費用内で、届出がやうであるからその通りだと思つたことなら、せつう私はお出ましましたことは意味がないことになつたのです。だから、あなたの常識なり、社会のやうな常識なり、あるいは公聴会の参考人の意見なり、知名の士のやうな意見といふものをどうお考へになつておられるのかという点も含みまして、この点に對する選挙費用の実態、生感、もつと常識論でよろしいから、何とか資料としてはつきりしてもらえませんか。それでも依然として、届出が少いのだから、その通りと思つたといふことになるのでしようか。それはいかがですか。

○兼子政府委員 選挙運動の経費の実態のな面についてお尋ねでございませうが、告示に入りましてからの経費は、これはもし届出に違つておられますれば、これにその面から違反といふことになつて参るのでございませう。でございませうから、これは私は実際態に合つておられるのではないかと思つたのであります。ただ、選挙運動の前に、おつき合いと申しますか、そういう面ではいろいろ経費がかさむ人があつたやうに聞いております。すべての人が必ずしもそうではないと思つたのであります。そういう

う顯著な例がジャーナリズム等では問題にされるのではないかとどうふうに考えるのをごさいます。いろいろと新聞等でそういう数字について論議がありますが、私どもの見るところでは、新聞の数字というものは相当大き過ぎるのではないかと、このように考えております。

○吉田(賢)委員 その告示以前のおつき合いというのは、およそ実際の選挙運動に入ってから使うものとの割合から見れば、数倍、数十倍、こういうふうに見れば、普通言われるのですが、その点はどうでしょうか。

○兼子政府委員 そういふ点については、私も余くしろうとでわからないのであります。話を聞きましたも、そういうことについて十分の確な知識を得ておられないのであります。

○吉田(賢)委員 あなたは、選挙費用、選挙事務等について、しろうとというよりも、日本でただ一人の重要な立場にあることは、たれもみな認めておるのです。あなたが知らなかったら、日本人全部めくらであります。これじゃやはり公正な選挙はできないんじゃないかと思ひます。しかし、これ以上言つてもしょうがない。

そこで、大臣に伺うのであります。この点は刑事局長でもよろしゅうございます。このような選挙費用という問題が、やはり政界、つまり選挙をなす人、公選によつて出てくる議員の一番大きな悩みのたもと私に思ひます。たとえば、一人が百万円使うと、他の人もやはりそれに近い数字が事実上要するということになつてくるんじゃないだろうか。何人が五百万円使うと、そうすると、それは告示後であらうと以前であらうとにかかわらず、ともかく要する。そうなれば、今日の国会議員にたとえれば、国会議員の給与、手当等をもつてこれを支弁することは事実上不可能であります。この点ははっきりと申し上げたいと思ひます。ことに大臣は選挙の御経験があり、みずから国会議員であられるのでありますから、その数字はたれよりも御承知だろうと思ひます。この給与をもつてして一体どうして選挙費用をまかなうことができましようか。もし法定費用の数倍、数十倍要するというのであるならば、その金は一体どこから出てくるのですか。これはやはり、何らかの利益を得るか、もしくは特殊な後援者があるか、後援団体があるか、特殊な会社その他の経済団体があつて支援してくれるか、取つてくるか、もつてくるか、そういうふうになさなければこの選挙費用の生みどころはないと思ひます。現に今日国会は解散空気が濃厚になつておる際でありますので、議員はおそらくたくさん登壇はしているのだから、これでおる人が多いだらうというふうなことが廊下の立ち話で聞えるのであります。こういうことを考えてみましたときに、一体その金はどこから出てくるだろうか。その金はやはりある意味におきまして国家の財政資金、予算を食うというふうな機会が生じてくると私は思ひます。そこにあつせん収賄の機会が待ちかまえてゐる。だから、選挙の肅正ということ、あるいはまたあつせん収賄罪をなくするということ、特に選挙によつて出てくる議員の身辺を肅正して、その方面の公務の公正と廉潔性を保持しようとするならば、やはり選挙費用を少くするということ以外には道がないであらうということも考えられますが、現状においてはそれは容易ならぬことである。その金は、明治、大正の時代には、みずから山を売り田を売つて、井戸へいになつたというふうなことがあつたけれども、今日はもうそうではない。今日は議員生活をすると豪華な邸宅をかまえるという人も中にはあるわけでありませう。こういうわけでありませうので、この点は、まことに不可解というよりも、国民はもううらみしりして遺憾に思つてゐるのです。そこで、あなたに伺うのであります。そういうふうな選挙費用というものが常識的に考えずいぶん多額に使われているが、それがこの法案によつては縛られないけれども、一つのあつせん収賄という形で收受されるものが相当あるということも想定されるのではないかと、こういうふうにお思ひますが、その点の御所見はいかがでありますか。

○唐澤國務大臣 選挙で出て参ります公務員が、時に現行法の収賄罪に觸れる疑いを持たれたり、また今度のあつせん収賄罪でもあるいはこの規定の適用を受けるような場合が起るといふたしまして、その原因は選挙費用が非常にかさむからだと、それが一つの原因であるということはお御意見の通りと思ひます。これは、選挙区一般の有権者が目ざめてくれまして、そういう自分たちの代表者だといふ觀念から、議員生活をしておる者が歳費だけで正當なる生活もでき、そうしてまた国会と有権者との間の政治的連絡もでき、一たび解散になりましたも選挙のために大して費用を使わない、こ

ういうふうなことになるすれば、自然やはりいろいろ関係の犯罪が減少するといふことにならうかと思ひますが、やはり、選挙によつて金が要する、議員生活は非常に金がかかる、こういうことから、ときにあやまつて法規に觸れるようなことがあると考へておられますから、根本は、議員生活、選挙、こういうふうなものに金がかららないような政界を作らなければならぬ、かように考へておられます。

○吉田(賢)委員 不正行為、相当行為について少し伺つてみたいのであります。毎年お出しになる決算検査報告書によりますと、連年予算執行上不正事項がずいぶんたくさんあつておられます。これはもう顯著な事実であります。たとへば昭三十年年度の検査報告書によりますと二千八百八十五件に上つておられます。三十一年度についても見ましても、減つてはおりますけれども千二百二十八件に上つておられます。そしてこれは不正行為ないしは不正行為といふように類別されておられます。租税の面において、予算の經理の問題、工事、物件、役務、補助金というふうな類別ができると思ひます。ところが、これは政府並びに政府関係機関等にわたつておる次第であります。ここにいろいろ予算の執行上の不正事項といふものは、一体相当行為ないしは不正行為とどういふ関係になるのか、これは一つ刑事局長に聞いてみましょう。

○竹内政府委員 会計検査報告に載せられます不正事項、不正事項といふ概念は、ただいま御審議をいたしておられますあつせん収賄罪における不正行為であるいは相当行為でない行為、そう

いうものと必ずしも概念的に一致しないと思ひしております。会計検査院が不正行為として掲げておられますものは犯罪として取り上げられるものを多く掲げておるようであります。不正事項として掲げておられますのは、行政法の概念における違法にあらざる行為、適法行為と違法との間の、適法とも言えないがさればといつて法律にいわゆる違法ではないといつた不正行為をいふのであるか、その辺の範圍は、概念的には私どもの理解するところでは必ずしも明確でないように思ひますが、これは、会計検査院としての取扱ひその他によつて、会計検査院としては一定の考え方をもちになつて掲げておるものと思ひます。

○吉田(賢)委員 それなら伺ひます。この法律の不正行為といふのはどういふ趣旨でありますか。これは資料の一にも二にも判例が二、三出ておられますが、不正行為とは要するにどういふ趣旨でありますか。

○竹内政府委員 本法における不正行為は、刑法百九十七条の三のいわゆる枉法収賄の規定に掲げてあります。不正行為または相当の行為をさせないといふあの概念と同じ概念と私どもは理解しておるのであります。この枉法収賄に関する判例の解釈も、さきに御説明申し上げました通り、ここに不正行為であるいは相当の行為でないといふこの関係は、公務員としての職務上の義務にそむいた作意、不作意、積極行為、消極行為、それを広くさすもの、かように解釈しておるのであります。

○吉田(賢)委員 職務上の義務に違背をしないといふことは、その方面から

言つたらどういふことになりませうか。たとへば、国の予算を執行する場合に、ある目的、ある趣旨、ある時期、ある方法に限定せられてこれを執行する、これが職務上の趣旨に従う行政行為であらうと思ひます。そうでないものは職務上の義務に従つておられないから違背するのであるかどうか。

○吉田(賢)委員 職務上の義務に違背する場合の根拠となる点でございますが、これは各公務員の職務に関するものではないと思ひますが、直接法令に根拠がなくとも、その法令を根拠として規定されております、あるいは職務上の訓令、内規、そういうものを、ここに法令の根拠として考へて差しつかえないと思ひます。そういうものによつて、公務員の与えられた職務権限、職責に違反する場合がここにいわゆる不正行為に當るのでございます。

○吉田(賢)委員 それじゃ、相当行為との區別を一つはつきりしてもらいたいか。相当行為とは何ですか。

○竹内政府委員 不正行為をなしたものは相当の行為をなさない、この不正行為と、「又ハ」以下の相当でない行為の二つは、積極、消極の行為、作為、不作為の場合をさすのでございまして、判例の解釈によりますと、兩者の間に實質的な差はないのでございまして、申さば、不正行為の裏が相当でない行為、そういうふうにごの解釈としましてはなるのでございまして。

○吉田(賢)委員 およそ、官庁事務、つまり公務員の職務の執行は、法律に基くか、あるいは政令その他の命令に基くか、さもなければ慣例に基くか、

こういうこと以外には私は私はないと思つております。それならば、職務上行うべき基準はあるのではないかと。それなら、同時にまた、もっと集約して、どうすることが義務であるか、どうすることが職務行為であるか、どうすることが職務行為の逸脱であるかということ、これは明白になっておらねばなるまいと思ひます。さすれば、一般会計にしても、一兆数千億円の国家の予算の執行に當りましては、これは財政法以下あらゆる法律命令等があるわけであり、でもないうちのものがある、一体そういうふうなことで一兆何千億円の予算執行をしていざいざか。そういうことが何かと、不正行為が何か、相当行為が何かというものの基準も明らかにならないで、でありますか、こういうふう

に思われませんか。でありますか、これは、一体不正行為とは何か、相当行為とは何かというものを、この法律実施に當りましては当然明確にしてもわななくちやならぬ。しからば、三十年の二千数百件、三十一年の千数百件についてわれわれは考えなくちやならぬと思つて、違法でもない適法でもない、あゝいなものもあり得るというふうなことでは、どうにもなるまいと思つて、不正行為と相当行為との關係は、どういふふうになりますか。

○竹内政府委員 公務員が職務執行します場合に、法律ないし命令の根拠なくしては行わないというのが原則でございまして。しかし、その法令に従い

しても、なおその公務員に自由裁量を認めさせておる。それは自由裁量をするところが法令によって自由裁量になるの

ございまして、そのような自由裁量行為をなします場合に、第三者が見てそれが相當でないとかあるいは適當でないとかいふような批判は十分できるの

でございまして、あつせん取賄罪における不正行為といふのは、そのような主観的な批判のようなものではなくして、客観的に定められなければならない。これは、ただいま吉田委員の仰せられる通りでございます。従ひまして、過去の幾多の判例が示しておりますこの解釈にのつとつて運用をいたすつもり

でございます。なお会計検査院の不正行為、不当行為、不正事項、不当事項、あつせん取賄罪における不正といふのとは一致してないことを申し上げただけでございます。不正行為につきましては大体犯罪だけを取り上げておられるようでありまして、これはこのあつせん取賄罪における不正行為よりも範圍が狭過ぎるのでござい

ます。あつせん取賄罪における不正行為はもとと広いものを含んでおるのでございまして、それでは、不当行為、不正行為に入るか、会計検査院の不正事項はあつせん取賄罪における不当事項の中のものに入ると申しますと、それ

存しないと考えておるのでございませう。○吉田(賢)委員 判例の例示するところはまことにわずかでございまして、ここにお出しになっておるものも多くの例ではございませぬ。従つて、われわれが広範な目的に對処してこの立法をせられた政府の意図をいろいろと

政の肅正に向つても相當な決意を持つておられるので、予算の執行面を今何わんとした次第なのでございませう。そんなら、もつと具體的の例をもつて言ひますと、それは三十年のできごとですが、法務省におきまして、三十年八月に、隨意契約によつて三菱商事株式会社からふとん綿五万二千貫を価額三千八百七十四万円で購入して

のを入れておつて、これだけ國に損害を与えておつて、これだけ國に損害を與えておつて、これだけ國に損害を與えておつて、今これは、あつせんの有無といふような趣旨の案件になつております。今これは、あつせんの問題は一応別にしておりますので、要するに不正行為、相当行為と手算執行上の關係を明らかにせんとする

何うのであります。これは竹内局長も御承知と思ひますが、この品物を檢取の際に、檢査担当官が現品と見本品とを對照するという程度で、現物を十分

損害を國にかけたことになるとすれば、これはこの場合あつせん取賄罪の構成が生ずるかも知れません。いづれにいたしましても、このような場合に一体不正行為とか相当行為とかの關係はどういふふうに判断をすべきものでありませうか。こういう予算執行上の大きな過誤であります。これはどういふふうな価値判断したらいいでしょう。

○竹内政府委員 ただいまお示しの例は、私が前任の法務省経理部長としてしまして国会で御審議を受けた事項でございまして、ただいまはつきり

が、本件は檢収が適當であつたかどうかという点にかかるとございまして、檢収その當を得ませんでした結果においてそのような國損を與えたといふことについて會計検査院の御批難であつたわけでございます。本件を少し様子を変えて觀察をいたしてみますと、かりに、本件の納入者であります

おたふく綿の会社が法務省の予算担当官に不良な綿を納入することについて請託をして、その結果そのような檢収を故意に手を抜いて、結果においてそのような損害を發生せしめたといふような場合でございまして、これは刑法の背任罪にも該當する事案かと思ひます。ございまして、そのような取扱いが予算担当官として不正な行為になりますか。これは明白であらうと存するの

いのであります。そこで、案すること
は、予算の執行ということはやはり法
令によって執行されておるのでありま
して、予算の執行上、当、不当、さら
に正、不正ということ、相当行為の有
無、不正行為の有無ということ非常
に重大な問題があると思うのです。幾
多の想定されるべき不正行為、相当行
為というものが、たとえば国家の財政
資金を金融機関から引き出す問題に
たしましたも、あるいはまた、不正に
ある補助事業を強要してさすという場
合におきましても、とにかく予算の執
行に伴っておる場合が大半だろうと思
います。そういったしますと、予算の
執行上不正事件として検査院が指摘し
ました昨年の数千件の事案というもの
はどうなるのだろうかということ、
一応考えまさんと、これがあつせん収
賄罪のほかの犯罪要件が具備してお
るやいなやは別といたしまして、少く
も不正行為、相当行為との関連にお
いてこれは相当観察していくというこ
とが当然だろうと私は思うのでありま
す。こんなにくさん集約して資料
の出てるものはないのであります。
そこで、この法律案について検査院は
御承知かどうかは存じませんけれど
も、一応伺わねばならぬのでありま
す。

この不当行為、不当事項の中には、
たとえば経済的に効率的でなかったと
いう面も含んでおるように思われます
が、やはり法令に違反するという面
におきましては大半がそうなるのでは
ないであらうかというふうに考へるの
ですが、その点はいかがでございますし
うか。

○小峰会計検査院説明員 答ええいた
します。会計検査院で毎年——多い年
は二千件余り、三十一年度では二千百
数十件というものを検査報告に載せま
して批難しておることは、先ほどから
お話があつた通りであります。まずこ
の中で不正行為というものが先ほどお
話に出ましたが、検査院が不正行為と
して分類しておりますものは、その二
数百件の中のごく一部であります。こ
れは、先ほど刑事局長からいろいろお
話がありましたように、犯罪として起
訴されたものだけでございます。す
でに現行の刑法なりその他によりまして
起訴されたものばかりでありまして、
従つてあつせん収賄というような今問
題になつておりますものは全然関係
のないものだけでありまして。主として
公舎の横領でございます。それから、
それ以外の、先ほど来話が出てお
りますが、いわゆる不正事項の中には法令
違反の行為も入つております。それか
ら、大部分が、吉田委員お示しのよう
に、高いものを買つたとか、悪い工
事をしたとか、あるいは不当な補助事
業をしたとか、あるいは不当な補助事
業に對して補助金が行つてゐるとか、こ
ういうようなものが数は多いのであり
ます。これが、先ほど御意見のありま
したように大部分が公務員のあつせん
的な行為が入つてゐるかどうかとい
ふうなことは、ちょっと私どもとして
は今までそういうことを実は全然認識
しておりません。今までたくさん出ま
したケースの中に、公務員が介在し
て、かりに今度のあつせん収賄罪とい
う法律ができました場合には適用を受
けるかというようないふことになりま
す。実は今までこれを全然見ておらぬ
といふふうに申し上げるよりほかに
かと思つております。今後どうなる

かという点の見通しにつきましては、
ちょっと今のところ何とも申し上げか
ねる次第でございます。

○吉田(警)委員 あなたに伺おうとし
たことは、不正事項とは何ぞやとい
うことでありまして、それとともに、今
の不正行為、相当行為との関連にお
いてこれを明らかにしようとしたのであ
ります。従つて、あつせんが介在して
いるかどうかということ、これまた
別個の問題であります。けれども、安
いものを買つたということも簡単に
に法令に違反しないということも簡単
に言えないと私は思ふのです。何とな
れば、もしもつと嚴重に検査したら安
く買つたものを、嚴重に、つまり適切
に検査担当官が検査しなかつたとい
うような場合に、やはりそれは法令の義
務違反をしておるのではないであら
うか。そうして、そこを一つほどよく
査してくれという請託でももしあつた
とすれば、別にまたそういう請託が介
入することになりますので、安いもの
を高く買つたということも直ちに法令
違反にあらずといふことは、私は即断
できないと思ひます。ましてや、工
事の場合、工事物品の納入等々にお
きまして、ずいぶんたくさん不正事
項があるし、またこれは大いだが、
大いといふよりもむしろ多くが法令
に違反しておるのではないかと、こう思
われます。不正事項の価値をあなたか
ら実は聞こうとした次第であります。

それで、刑事局長におこの点に
連して聞いておきます。不正行為とい
うのは、要するに、あなたは、判例並
びに学説もあるもので、大體基本的な観
念がきまつておるといふふうにおつ
つておるけれども、犯罪事件とい
うものは、これは幾らでも起つてくる
のでありまして、今のこのあげました
何千件というものでも、たとえば予算
執行の適正化法から見れば、あるいは
これは法律違反になっておるものも相
当あるかもしれません。ただし、それ
が刑事事件として取り上げられるか、
犯罪事件として取り上げられるか、そ
うする必要があるかどうか、これはま
た別の問題であります。そういうよう
に考へて参りますと、二つや三つの判
例があるからといって、不正行為の基
準が明確になつておるといふことは、
いかがかと私は思ふのであります。凡
百の、むしろ無数の無限に拡大して
いくところの予算の執行のあり方から
見まして、複雑な側面から見まして、私
は一つ一つが新例になつてくるのでは
ないかと思ひます。要するに、不正事
項とは何ぞや、不正行為とは何ぞやと
いふことがいよいよどうもわからなく
なるような感じさえるのでありま
す。

たとえば、こういう点についてはし
からばどういふふうにお考へになるだ
らうか。かりに外貨の割当を行わんと
しておるときに、担当官は、これは適
当でないという判断をした、けれど
も、上役の方で、それは割当をすべ
し、こういうふうにかりにしたとしま
す。そういうことによつて、それがそ
の他のあつせん収賄罪の要件を備えて
おるといふような場合に、それは一体
不正行為となるんだらうか。もつと端
的に申しますと、違法の行為を上役に
よつて指示された場合に下役は、それ
に従つていかなばならぬのかどうか、
下役が行いますその職務行為は同じく
違法になるのかどうか、職務違背の行
為になるのかどうか、それはどうなり
ます。

○竹内政府委員 一般的に申しまし
て、違法なる命令に對して、下僚が、
上命下服である行政機構のもとにお
きまして、これを順奉しなければなら
ない義務は、ただいまの国家公務員法
その他公務員法の規定のもとにおいて
考へられないのでございます。従いま
して、違法な命令に對しては、服従し
なければならぬことはいはずで
ございます。なお、それで私のお答
えになるかどうかわかりませんが、不正の
行為が凡百の事件の中にいろいろな形
で出てくるのであつて、その凡百の事
件を調べてみないと不正の概念はは
きりせぬのじゃないかという御疑念で
あります。これは、判例は少数では
ございませけれども、明治四十四年以
來昭和二十九年の判例まで多々あつた
と思ひますが、その間に終始一貫いた
しまして、この不正の行為とは、公務
員の職務上の義務に違反する行為であ
るといふ、この基本線は動いておら
ないのでございます。

ついでに、先ほどのお言葉の中に、
お答えを要する事項ではないかもしれ
ませんが、お答えを申し上げますと、
会計検査院のたぐさんの不正事項の中
には、嚴密に検討いたしますと、法案
にいわゆる不正行為に當る場合も少く
ないのではないかと、いふように実は私
考へておるのでございます。予算の関
係について申しますならば、会計検査
院では固執といふところに非常に重き
を置いておらぬところにおつてござ
いませぬ。一例をとつて申し上げます
と、物品を購入いたします場合には、
これは競争入札で購入するのが原則で

でございますし、特に必要やむを得ない場合に随意契約によって購入することができるとしてございまして、もし随意契約によってございまして、その価格が妥当であるということになりますと、これは、会計検査院としては、一応の注意はするかもしれませんが、これを不当事項としてお掲げになることは、事例としてはあまりないのじやなからうかと実は思うのでございまして、このあつせん取附罪における不正行為という方の観点からこれを見ますと、随意契約にする場合は、これは例外でございまして、特に法令の定めた場合以外には許されないのでございまして、それを何らかの意図のもとに担当官が競争入札でやるべきものを随意契約で購入したということになりますと、もしそれが他のあつせんに基くものであるならば、そのようなあつせんを受けてというふうに行つたということになりますと、不正の行為をしたということに私は私どもは解釈をしております。

○吉田(賢)委員 検査院の小峰次長に伺いますが、財政法その他の会計法規におきまして、不正行為という字句のある法令はどこにあるのですか。

○小峰会計検査院説明員 お答えいたします。会計法規で不正行為という字句を使ったのは、ちょっと記憶しておりませんが、検査報告で不正行為といたしましたのは、犯罪とするのを、また刑の確定しないものがございます関係で、これは犯罪という用語を避けまして、不正行為という表現をだいた前からしているわけでございます。

○吉田(賢)委員 法務省民事局の方はだれもいないのでありますが、民事法規によりまして不正行為という字句を

使ったところもございませうか。もしお答え願えるならば一つしてもらいたい。

○竹内政府委員 民事局の方が来ておりませんので、ちょっとお答えを留保させていただきますと思います。

○吉田(賢)委員 そうしますと、このうふうに伺うことはできるでしょうか。今検査院の検査報告に不正事項というのは、これは法規に基いておらず、むしろ慣例的な御使用らしいので、慣例ならばやむを得ないとしたし、会計法規あるいは決算報告書あるいはその他の要するに連れの政府関係の用いとする不正行為というものは、判例はともかくといたしまして、やはり内容は同一趣旨であるというふうになるべきでないかというように考えるので、これは少し議論が飛躍しておるのかわかりませんが、このうふうな点についてはどういうふうにお考えになるだろうか。もし他に用語例があるとすれば、やはり不正行為という概念を法規の上で明確に統一していく必要があるのではないか。検査院の報告書についても、やはりその点はこのたびの立法せんとする不正行為と概念も一致させたいというところが、政府の文書でもあつて存じますので、いいのではないだろうか、こうも思います。

○竹内政府委員 いろいろな用語が分かれておりましたことは解釈運用上も適当でないでございまして、この不正という用語は、刑法の概念としまして、これはひとり日本ばかりでなく、世界の刑法学界において、別に外国語は

不正という字を使うわけではございませぬが、この不正に該当する言葉を使つておるわけではございまして、この不正という考え方に基きましては、学問的には概念的には確立したものでございまして、ただ、一般国内法について、刑法には不正といふ、その他のところでは適法とかあるいは不当とかいう用語があるわけではございまして、私どもの理解しますところでは、行政法規の面におきましてはあまり不正という用語を使つた実例に出会つておらないのでございまして、行政法規におきましても、あるいは場所によっては使つてあるところもあるかもしれませんが、要するに、考え方として、行政法では違法というのを申しまして、これは成文法に違反した場合に違法ということになるわけではございまして、その違法は行政訴訟の対象になるのでございまして、そういう意味におきまして、行政成文法におきましてはこの違法という概念が広く用いられておるのでございまして、刑法の概念では、急迫不正の侵害とかいうふうには、不正という文字が使つてございまして、もちろん刑法にも違法という概念がございまして、刑法にいわゆる違法と、行政法にいわゆる違法と、同じ違法という言葉を混同されがちでございまして、また、私も、この不正の解釈について、違法という文字を使つて、あるところで説明したこと

もあるでございまして、これはなかなか一般に御理解をいただくことが困難で、違法の認識とか違法性の阻却とかいうような問題の場合の違法は、行政法のいわゆる違法とは違つたのでございまして、その点、やはり、この説明

におきましても、違法という言葉を使つて、この国会におきましては判例の説明しております通り説明に終始しております。

○吉田(賢)委員 いろいろな判例がありませぬけれども、表は法律に從つて、実は法律を抜けていくという脱法行為というものも、これは実質的に職務に違反しておる場合は不正行為とみなすのですかどうか。これも概念的な問題でも同じことだから、お尋ねします。

○竹内政府委員 ちょっと御質問の趣旨がわかりませんが……。

○吉田(賢)委員 要するに、脱法行為というやつがあるのです。表は法令に從つておる、しかし事實は法令に違反しておる、こういうことがだんだんと知識的に、知識の活用をたくましくする人々の間に流行いたしますので、こういう場合も、やはり職務に違反する場合に不正行為となるのですかどうか、こういうのです。

○竹内政府委員 抽象的にはお答えすることは適当でないと思つて、しかしながら、今のように脱法行為が何らかの刑罰法令に触れる場合は、これは申すまでもなく違法でございまして、刑罰法令にはつきり書いてございませぬでも、脱法——表面は適法行為のように見えて実質的には違法になる行為であるという場合を脱法行為と普通言つておるわけではございまして、そういう形でそれが実質的に違法なことは、公務員の行為としましては職務上の義務に違反すると見られる場合が多いと思つたので、そういう場合には不正行為に入る場合があるんじゃないかと思つた

○吉田(賢)委員 要するに、不正と、相当とか、違法とか、脱法とか、不当というふうな、そういうふうに各行為はいろいろと表現されておるが、この適用の場合には、これは事実認定の問題になるかと思つておるけれども、少し混雑しまして、不正行為なり、しからず、相当行為なり、しからずということ、なかなかむずかしいのでないかというふうな考えられませぬ。たとえば、タクシー業の免許といたつたような場合に、この間も売春業者の転業問題について神近市子さんと私もいろいろとあつせんをして、三重県で免許を受け、大阪でも免許を受けたのであります。優良な条件を提示して申請した者に免許をしない、不良な条件であつても、過去の慣例あるいはその他の経済圧力、いろいろなものから免許したというふうな例もあつたので、こういうふうなものも、あなたのおっしゃる自由裁量権がどこにあるんだから、どんなにりつぱな、ほんとうにだれが見ても常識的には免許しなければならぬと思つておる場合に、自由裁量権で、これは免許すべきだ、これはノーだ、これはイイエだといつて免許する、こういうことになりませぬが、これは一般的に不当な行政行為と見ておられます。しかし、あなたの場合、不正ではないかと思つて、その実質的に何らかの請託を受けて、そのような行為をやらしたというふうな場合、実質的にはどういふふうなもので、その相当防止をしなければならぬのではないかと実は思うのであります。その他の要件が備わつておりましたら、私は当然こういうものは処罰の対

象にならうかと思はれるが、しかし、自由裁量権があるんだからというので、客観的には突にけしからぬ、道徳的には不正だといっておりましたも、それは職務に違背しないのであ

る、こういうことになりましたら、一体、もしそうなるとするならば、そういう官庁の役職員というものは国民より偉い者になってしまふ、こういうようなことにもなるわけでありませうが、そういうような場合は、なお従来のごとくに不当な事項として見のがされていくべきものなのか、あるいは、不正な行為として義務に違背しておる

従つてこの法案の対象になるのかどうか、その点について、不正行為という観点に立つて一つ御答弁を願いたい。

○竹内政府委員 自由裁量行為でありませう場合に、一般的にその免許、許可がけしからぬというふうな第三者から批判されるような行為でありませう場合に、その免許、許可が直ちに不正行為になるかどうかという問題は、これは非常にもむずかしい問題でございます

て、不正行為の範囲を公務員の職務に違背する行為というふうな判断は判断してありますが、そのような行為まで不正行為と見るかどうかということ、私、判例の態度として、疑問だと思ひます。

○吉田(賢)委員 ですから、やはり判例は十分にまだ成熟をしておらぬ、やはり凡百のこの種のわるい罪ないしはあつせん取賄罪の違反を刑罰法規の対象にすることにあまりにも数が少なかつた、実はこういうことを痛感せざるを得ないのであります。しかしながら、やはり現実の国民の被害というものは、これは大へんです。あなたの

おっしゃる通りに、公正な職務行為、職務行為の公正を保持するということが、とりもなおさず国民全体への奉仕の職務を全うするという、こういう崇高な立場に立つて考えてみましたならば、ことに今のような場合、裁量権があるがゆゑに、まるで王者のようにワシマン的なそういう処置をして、それが何ら罪に問われないということになりましたら、これは一体何を処罰するの

かということになります。他の例をあげますならば、たとえば融資の問題でもそうであります。御承知の通り、選別融資、ひもつき融資、融資はひもがついているのでなければ貸さない、必要なところへは出さぬ、必要なところへは流さぬ、必要でないところに流していく、そういうところ

にも、不正は何ぞやという概念を、もつとやはり国民主権的な考えをもちまして、官僚が天皇の官僚であるとした時代のような錯覚に陥ると、不正行為とは何ぞやということもやはり本末が転倒してしまふと思ひます。そこ

はやはり、行政的裁量権があることかにも、社会常識から見ても明らかに不当でないかというような場合には、これはやはり職務に違反するとい

うふうに考える方が私は妥当であるといふふうに思ひます。判例そのものももちろん成長していかなければならぬと思ひますが、かかる意味合いにおきまして、今までの判例の態度、判例の例示だけをもつてしましては、不正行為の内容をここに十分に説明し尽くすとはできぬと思ひます。従つて、同時に、相当行為もわかり、違法行為あるいは脱法行為、不当行為、凡百のそ

う行政的な行為がごとごとくについて相当明確な態度をもつてしななければ、今後問題の処理はできないのでは

ないか、こう考えるのであります。それから、次に伺いたい。これはわ

い問題であります。一体判例等によりましてもずいぶんたくさんな例があげられているのであります。社

交とわいする性の関係を少し明瞭にしていただきたい。これは判例でも明瞭であるように明瞭でないようであり

ます。今日、益・正月の祝儀ということにかこつけまして莫大なものが流されていくということが判例になってお

りますが、一体これだけのだらうかどうだらうか。ここにやはりわいするの收受との関係を明確にせよならぬ一つの問題点があるだらう。たとへば、あつせん取賄のあつせんをやります。そうしてそれぞれある不当な行為を

させ、もしくは相当な行為をさせなかつた、しかし、年末、益・正月にはど

う行政的な行為がごとごとくについて相当明確な態度をもつてしななければ、今後問題の処理はできないのでは

ないか、こう考えるのであります。それから、次に伺いたい。これはわ

い問題であります。一体判例等によりましてもずいぶんたくさんな例があげられているのであります。社

交とわいする性の関係を少し明瞭にしていただきたい。これは判例でも明瞭であるように明瞭でないようであり

ます。今日、益・正月の祝儀ということにかこつけまして莫大なものが流されていくということが判例になってお

りますが、一体これだけのだらうかどうだらうか。ここにやはりわいするの收受との関係を明確にせよならぬ一つの問題点があるだらう。たとへば、あつせん取賄のあつせんをやります。そうしてそれぞれある不当な行為を

させ、もしくは相当な行為をさせなかつた、しかし、年末、益・正月にはど

う行政的な行為がごとごとくについて相当明確な態度をもつてしななければ、今後問題の処理はできないのでは

ないか、こう考えるのであります。それから、次に伺いたい。これはわ

い問題であります。一体判例等によりましてもずいぶんたくさんな例があげられているのであります。社

交とわいする性の関係を少し明瞭にしていただきたい。これは判例でも明瞭であるように明瞭でないようであり

ます。今日、益・正月の祝儀ということにかこつけまして莫大なものが流されていくということが判例になってお

う。大臣はさきにこの法律案の趣旨内
容等を書いて国民に知らせたいとおっ
しゃっておられました。そういふこ
とも書かずに、千円が不法やら十
万円でなければならぬのやらわか
らぬようなことでは、国民は適任に迷
います。判例幾つかを明示しても、
判例は、そのときの物価指数等の関係
もあって、五百円を不法なりとする判
例もあるわけでありますから、その辺
がはつきりしない。やはりここら法
律を作る政府の用意をいたしまして相
当のものさしをお示しになる必要があ
ると思う。そうしなかつたならば、末
端の警察官が、お前はあつせん取賄を
したのだらうというて捜査をするとい
うことにせられたら、人権じゅうりん
になることもしばしばあるわけであ
ります。半面不正は逃がさないように
するけれども、また無辜の良民を縛るこ
とのないようにするのがわれわれの
最も関心を大きくするところであり
ますので、この法律が乱用されるよう
なことになったら大へんでありませ
なけれども、ものさしがはつきりしな
いで裁判所に行つてきめなきといふ
ことであるならば、とんでもないこ
とであります。かえつてそういうこと
が警察官の職務行為の違反になるや
らぬないやらわからぬ。ある証拠品の押
収を被疑者に依頼せられて、しなかつ
たということが職務上の相当な行為を
しなかつたということで、ここに資料
として例示せられておるのでありま
す。そういうことになりませぬらば、
やはり相当その辺のものさしが必要で
はないかと思つてあります。要する
に、そういう基準を持たぬといふので
はまことに心細い限りであります。

この点はどういふものでございまし
う。

○唐澤國務大臣 いかにもごもつとも
のお尋ねでございませぬ。しかしなが
ら、これは人間わざとしては実になら
ぬかしいことではございませぬ、かりにこ
こで、どの程度までは益・暮れの儀礼
と見る、それ以上のものは贈賄と見
ると私どもが申しましたからという
て、果してそれが裁判に當つてその通
りになるかどうかも予言することはで
きませぬし、どうしても拘束力を持
たせるとすると法律上でもつちやん
と書かなければならぬことになりま
す。しかしながら、物価の変動もござ
いますし、社会情勢もいろいろ違
います。でありますから、この問題は、
今度のあつせん取賄罪については、今
お尋ねでございませぬけれども、現行法
の解釈におきまして、何円までが
益・暮れの贈答になるか、それ以上が
取賄になるか、すでに問題と言へば問
題でございませぬ。これはどういふ書き
切れるものでございませぬから、そこ
が検察官の良識に待たなければならぬ
ところでございませぬ。一番いい例とい
ふと思つたのでございませぬが、吉田委員
と党を同じゅうする佐竹委員から実
に佐竹委員の大学の在学当時における中村
進午博士の講義の一端を披露されまし
て、毛が何本あればはげとつかとい
う設例であります。私はこれは実に社
会常識をうかがつた適例であると思
つておるのでございませぬ。何本以下を
はげとはいひ、何本以上をばげといわ
ないかという規定は、人間わざではと
ういふ規定でございませぬ。

すから、そこは検察官の良識に待たな
ければならぬ。従ひまして、検察官は
常々社会常識をよく養成していかなく
ればならぬと考へておる次第でござ
いませぬ。ただいまの御注文、ごもつとも
は明らかに申し上げることはむづかし
いのじやないか。それはこのあつせん
取賄罪についてだけの問題でなくて、
現行法についてどういふ疑問
があるわけにございませぬ。

○吉田(賢)委員 利益といふものは、
法律上、財産的価値を生む有形無形を
問わないといふことは、これまた判例
の趣旨であります。それならば、
たとへばさういふものは利益になるの
でしようか。選挙法の改正について見
るならば、小選挙区法案が出ようとし
たときに、ダリマンデーと称しまして、
飛び石のような選挙区、あるいはへ
どのような選挙区なんというていろ
ろと悪評を買つたのであります。こ
の場合に、私は当時考へたことでも
ございませぬが、一体、選挙区といふ
のは、甲乙の二人が立候補の意思が
あつて、君、この区を半分こつち
譲つてくれぬか、十万円やるから一つ
譲つてくれ、———とするとその区には
数百票がある。これは一般的にその政
党を支持している票であり、あるいは
その譲つた人の支持者である。譲つた
人の支持者であるとする、そこに何
代も選挙を繰り返しておるので、おの
ずから客観的に価値を生じておる。選
挙上の利益の内容を持つておる。そこ
で、さういふような選挙を通じて受け
る利益を財産的に譲渡するといふこと
も可能である。さういふようなことも
考へられるので、一体、この利益とい

ふ概念には、さういふ選挙区を
変えるといふような場合に、選挙区も入るの
であらうかどうであらうか。これは、
たとへば甲乙丙丁といふ議員があつ
て、この甲乙丙丁といふ議員が、み
ずから議員として公正な職務行為では
ないといふことがあつたらば、自己が当選
したいばかりに、あるダリマンデーで小
選挙区を作ろうとするに立法的に
努力する。これはけしからぬ職務違背
だと實質的には考へられる。しかもさ
ういふようなことが何らかの庄力でも
あるといふことがあつたらば、なおさら
違法性が加わつていく。それはともか
くといひまして、選挙区といふよう
なものまでいふゆるこの利益に入るの
であらうかどうであらうか。利益とは
何ぞや、財産的価値の有無を問わな
い、人間の自由を満たすものであるな
らばそれでいいといふならば、大いに
選挙をやろうとする者が、選挙区を
変へることについて莫大な金を投じて、
さうして、自分の利益になるように選
挙区を變へる立法努力を職務の実質に
反して行つていくことになつたら、こ
れはもうけしからぬ不当な行為でない
かと思つたが、これはまことに異例
な例示であつてちよつと恐縮ですけれ
ども、私は当時さういふことも考へた
のであります。利益といふものはど
こまでこれを考へていくべきかといふこ
とになりまして、さういふもの
も一つの例として考へられるかどう
かといふことについてのお考え方を一
つ聞いておきたい。

○神谷説明員 ただいまのお尋ねは、
私どもとしましては非常にお答えする
に窮する問題でございませぬが、要する
に、人間の欲望の対象となるものはす
べていろいろたり得るといふのが、従来
の裁判例の示しておるところでござ
いませぬ。そこで、今お尋ねの件でござ
いませぬが、要するに、それが社会通念上
客観的な価値があると一般人が認めて
おるのであるとしますならば、その限
度におきましていろいろに入る余地もあ
るのじやなからうか、かように考へて
おります。

○吉田(賢)委員 政治的献金の問題で
すが、たとへば、法案の通過あるいは
阻止を策しまして、そして個人もしく
は団体が毎国会におきまして相当に殺
到して来、あるいはまた陳情して来るこ
とは御承知の通りであります。さうい
うようにいたしまして、ともかくも経
済的な利益があるような法案がずいぶ
んあります。この場合に、法案通過に
努力する、ただし、その努力すること
は、法案の正しいこと、適當であること
というよりも、政治献金を一つの目的
にしておる、さういふようなことがあ
りとするならば、それは一体どうなる
であらうか。個人である場合は簡単で
ありますけれども、団体の行動といふ
ことになつたらこれはどうなるであ
りませぬか。さういふようなことも実
は考へさせられるのであります。法
律案、予算案その他諸閣等々、およそ
議員として国会で職務上履行すべき種
々の行為を伴います。このように、
地方、個人または団体として議員に選
動して、その法律案を通過し、もしくは
阻止した予算案を阻止し、もしくは予
算案を通過したといふような場合には、
これは一体どうなるべきものであらう
か。その辺についての一般的な御説明
を一つ聞いておきたいと思つてござ
いませぬ。これはやはり、政治的信念に基いて行動

○神谷説明員 政治的献金の問題で
すが、たとへば、法案の通過あるいは
阻止を策しまして、そして個人もしく
は団体が毎国会におきまして相当に殺
到して来、あるいはまた陳情して来るこ
とは御承知の通りであります。さうい
うようにいたしまして、ともかくも経
済的な利益があるような法案がずいぶ
んあります。この場合に、法案通過に
努力する、ただし、その努力すること
は、法案の正しいこと、適當であること
というよりも、政治献金を一つの目的
にしておる、さういふようなことがあ
りとするならば、それは一体どうなる
であらうか。個人である場合は簡単で
ありますけれども、団体の行動といふ
ことになつたらこれはどうなるであ
りませぬか。さういふようなことも実
は考へさせられるのであります。法
律案、予算案その他諸閣等々、およそ
議員として国会で職務上履行すべき種
々の行為を伴います。このように、
地方、個人または団体として議員に選
動して、その法律案を通過し、もしくは
阻止した予算案を阻止し、もしくは予
算案を通過したといふような場合には、
これは一体どうなるべきものであらう
か。その辺についての一般的な御説明
を一つ聞いておきたいと思つてござ
いませぬ。これはやはり、政治的信念に基いて行動

○神谷説明員 政治的献金の問題で
すが、たとへば、法案の通過あるいは
阻止を策しまして、そして個人もしく
は団体が毎国会におきまして相当に殺
到して来、あるいはまた陳情して来るこ
とは御承知の通りであります。さうい
うようにいたしまして、ともかくも経
済的な利益があるような法案がずいぶ
んあります。この場合に、法案通過に
努力する、ただし、その努力すること
は、法案の正しいこと、適當であること
というよりも、政治献金を一つの目的
にしておる、さういふようなことがあ
りとするならば、それは一体どうなる
であらうか。個人である場合は簡単で
ありますけれども、団体の行動といふ
ことになつたらこれはどうなるであ
りませぬか。さういふようなことも実
は考へさせられるのであります。法
律案、予算案その他諸閣等々、およそ
議員として国会で職務上履行すべき種
々の行為を伴います。このように、
地方、個人または団体として議員に選
動して、その法律案を通過し、もしくは
阻止した予算案を阻止し、もしくは予
算案を通過したといふような場合には、
これは一体どうなるべきものであらう
か。その辺についての一般的な御説明
を一つ聞いておきたいと思つてござ
いませぬ。これはやはり、政治的信念に基いて行動

○神谷説明員 政治的献金の問題で
すが、たとへば、法案の通過あるいは
阻止を策しまして、そして個人もしく
は団体が毎国会におきまして相当に殺
到して来、あるいはまた陳情して来るこ
とは御承知の通りであります。さうい
うようにいたしまして、ともかくも経
済的な利益があるような法案がずいぶ
んあります。この場合に、法案通過に
努力する、ただし、その努力すること
は、法案の正しいこと、適當であること
というよりも、政治献金を一つの目的
にしておる、さういふようなことがあ
りとするならば、それは一体どうなる
であらうか。個人である場合は簡単で
ありますけれども、団体の行動といふ
ことになつたらこれはどうなるであ
りませぬか。さういふようなことも実
は考へさせられるのであります。法
律案、予算案その他諸閣等々、およそ
議員として国会で職務上履行すべき種
々の行為を伴います。このように、
地方、個人または団体として議員に選
動して、その法律案を通過し、もしくは
阻止した予算案を阻止し、もしくは予
算案を通過したといふような場合には、
これは一体どうなるべきものであらう
か。その辺についての一般的な御説明
を一つ聞いておきたいと思つてござ
いませぬ。これはやはり、政治的信念に基いて行動

○神谷説明員 政治的献金の問題で
すが、たとへば、法案の通過あるいは
阻止を策しまして、そして個人もしく
は団体が毎国会におきまして相当に殺
到して来、あるいはまた陳情して来るこ
とは御承知の通りであります。さうい
うようにいたしまして、ともかくも経
済的な利益があるような法案がずいぶ
んあります。この場合に、法案通過に
努力する、ただし、その努力すること
は、法案の正しいこと、適當であること
というよりも、政治献金を一つの目的
にしておる、さういふようなことがあ
りとするならば、それは一体どうなる
であらうか。個人である場合は簡単で
ありますけれども、団体の行動といふ
ことになつたらこれはどうなるであ
りませぬか。さういふようなことも実
は考へさせられるのであります。法
律案、予算案その他諸閣等々、およそ
議員として国会で職務上履行すべき種
々の行為を伴います。このように、
地方、個人または団体として議員に選
動して、その法律案を通過し、もしくは
阻止した予算案を阻止し、もしくは予
算案を通過したといふような場合には、
これは一体どうなるべきものであらう
か。その辺についての一般的な御説明
を一つ聞いておきたいと思つてござ
いませぬ。これはやはり、政治的信念に基いて行動

するといふ団体もありますけれども、しかし、同時にまた、利益追求の目的で行動する団体、個人がずいぶんあります。たとえば、ある種の法律案が通つたならば自分の一団の商業、産業に大いに利益になる、ある種の法律案が通つたならば政府の融資ができるということが書いてある、また自分の営業しておるものがそれに該当するといふものがある、あるいは、このように個人の場合のいわゆる政治的献金あるいは個人的報酬といふものが、そういうものとの関係はどういうふうにか考へるのであります。

○竹内政府委員 その場合に、法案の通過を希望しない一部の国民が有り得ることは想像にかたくないのであります、その法案を阻止するに働かす、その議員が何らかの行動に出たことによつて報酬を受け取つた、これは単純取賄の百九十七条の適用の場合でございませぬ。その職務に関する報酬であるといふことであり、しかも自分が受けておられない、名前は政治献金という形をとつて、後援会あるいはその他政党に献金をして、その前提が職務に関する報酬である、ただ自分が受け取らないだけであつて、他の機関に受け取らせたといふことであります、これは百九十七条の二に相当する、いわゆる第三者供給になるのでございませぬ、これは、その職務に關しないといふことになりませぬ、これはむしろ性失つてくるのでございませぬ、政治献金といふことになりませぬ、政治資金規正法の規制に服する、もし選挙の際でございませぬ、選挙法の寄付禁止の規

制に服する、こういう取扱ひにならうかと思ひます。

○吉田(賢)委員 警察のもらひ下げは、ずいぶんございませぬが、警視庁その他各警察に顔をきかせてもらひ下げをする。ところが、これは、たとへば拘留されておる被疑者を顔で釈放するといふようなことがあつた場合に、それは自由裁量の余地のある場合それによつて行つたといふこともありませぬけれども、しかも、原因はやはり顔によつてやむを得ず釈放することにした、そして捜査に支障を来たしたといふ場合は、やはりなすべきことをなさなかつた、相当の行為をしなかつたといふことにも該当するのではないか、こういうふうにも思はれますので、こういうふうなものを下げなかつたか、町のボスによりませぬ、横行するといふこともあるわけでありませぬ、こういう点につきましてはどう考へておられますか。

○竹内政府委員 被疑者のもらひ下げは、ある場合には不正の行為をさせるやうなあつせん行為になる場合があると思ひます、また、必ずしもそう言えない場合もあるものでございませぬ。もらひ下げをする人が、その被疑者の身柄の確保その他めんどろを見るところでございませぬ、捜査は御承知のやうに任意捜査を原則とするのでございませぬ、何も身柄を確保しておきなかつた、身柄のめんどうを見てくれるやうな人があれば、その人に引き渡して、あと任意捜査に移すといふことでもあり得るのでございませぬ。従いまして、事実關係を明らかにせんと、不正の行為になるかどうかはにわかにか

判定しがたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 このあつせん取賄罪につきて、これも將來の立法的な観点からは一つの判断になるやうな考へ方でありませぬけれども、やはり、かりにも國家の行政行為あるいはまた公務員の行為、あるいはそれが國家の財政その他に大きな影響があるやうな行為、おしなべて言うならば、公務員の行ひます不正行為につきて、その原因が他の介入によつてなされたやいなやにかかりませぬ、私は、これの法律的効果を、たとえば契約の場合、法律的效果を維持していくといふことについて何らか考へなければならぬのではないか、こう思うのであります。なるほど、追徴という制度もございませぬ、あるいはまたその他損害賠償といふこともありませぬけれども、しかし、覺悟をしてやるならば、これは損害を加えられ、あるいは法益は侵害せられませぬけれども治癒する方法がないのではないか、こう思ひます。すなわち、不正な行為によりまして行われた契約等の法律上の効力を何か制限するといふことが必要ではないかと思ひます、これは大臣はどう考へておられますか、これは大臣はどうか。

○唐澤國務大臣 この点は重大な問題でございませぬ、將來法務省關係とい

たしましても十分研究をいたして参りたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 私はこれで最後の質問とすることにいたします。この法律案を通覧いたしました、また幾多の他の立法の歴史の跡を考へて見まして、私はこの法律案がずいぶん苦心惨たる結果出たものである、こういう事は判断に立つておるわけでありませぬ。従つて、ずいぶんいろいろと議論をしながら御質問をしたのであります、その苦心の御答弁はわかるのであります、ただ、この際一般の警戒になるという効果をねらつておられるやうでありますけれども、第一、公務員でない者の活躍の余地を与えませぬやうなこと、その他の犯罪要件を満たさない幾多の例が逸脱してしまつたやうなこと、これが、反面におきまして、せつかくの立法であるのに、どうしてこういう穴だらけのものをやるのだらうという國民的不満が相當強いのであります。この点につきまして、これはだんだんお述べになつておられますから重ねて何らの御発言は求めませぬ。ただ、しかし、法の持つておる欠陥は欠陥であるとして、政府はやはりその態度を明白にしておいてもらひたい。漸次これを補つていくといふ考へ方ならば、それを明白にしておいていただきた。漸次弊害が少くなり、立法技術も克服していくならいふことを明白にしておいてもらふことが、反面におきましてこの運用の上においても相當私はプラスになるだらうと思ひます。

もう一つの問題は、やはり法は万能ではないのでありますので、この立法

○唐澤國務大臣 最後の御批評をいただきました次第でございませぬが、この法案にはいろいろの欠陥があるといふことははつきりしておくやうなことを

その要件を一々検討してみますと、かなり不確定な、不正確な、客観的にまだ十分に内容が整つていない字句、概念、要件が私にはあると思ひますので、こういう点につきましては、特に第一線の警察當局に對しまして、やはりこれらのあらゆる角度からする法の欠陥とか、法の能力とか、そういうものを十分熟知せしむるということを根本的に考へておらなかつたならば、これはやはり多くの人権じゅうりんの問題さへ起ると私は考へるのであります。そういうふうにお考へるので、これはやはり法務大臣並びに警察庁長官も見えておるやうに思ひますので、この立法のあかつきに最も重責を負つていかれる長官から、これらの欠陥なりあるいは短所等につきましての考へ方を十分についておきたいと思ひます。

○唐澤國務大臣 最後の御批評をいた

たしましても十分研究をいたして参りたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 最後の御批評をいた

たしましても十分研究をいたして参りたいと思ひます。

たしましても十分研究をいたして参りたいと思ひます。

申し上げるわけではございませんが、私どもは、この法案に欠陥あり、かようには考えておられないわけではございません。ただ、適用の対象が、たとえば社会党の案から言いましたならば狭いという事は、私どももよく自覚いたしております。狭いけれども、その間欠陥ありという言葉づかいは返上いたしたいと思っております。社会党の案と比較いたしまして、一番初めに話のありました、公務員だけにしほつて、公務員以外の、たとえば官庁ブローカーのような一般の人が他の公務員に働きかけた場合が漏れておる、これは社会党案と全く同様であります。が、その次に、不正行為をさせたというような場合だけにしほつたという点は、なるほど社会党案と比較いたしまして狭い、こういうふうな考えをいたします。しかし、私どもは、現段階におきましては、広く一切のあつせん取賄行為を犯罪の対象とするという事は、法としては少し行き過ぎである、その反面において非常に危険を随伴する、こういう心がまえから、今日の段階において最も適正な範囲に犯罪の対象をしほつた、かように考えておるわけではございません。これは単にわれわればかりの考えではなくして、過去において、たびたび申しましたように、学者や専門家は、何らかの条件でしほらないとこの法律は危い、こういう考えから改正刑法修正案のあつせん取賄罪に関する条文もやはりしほつてあるわけでありませぬ。この案と比較いたしまして、これは要求して取つた場合だけが犯罪になるのをごさいます、どっちが広い、どっちが狭いか、これは私は議論があるかと思つておりますが、あ

る実務家に言わせると、要求してというところを書いてあれば、要求したという証拠をあげられないようにしなすれば幾らでもこの犯罪を犯して免れることができるというふうな批評も成り立つのをごさいます、この案と比べてどちらが広いか狭いかということ、これは議論があるかと思つて、とにかく、ある程度までしほつたということだけは、私が常に言つておるところでございます。何ゆゑに限定したかといへば、これは非常に議論のあるむずかしい条文であり、わが国の刑法としては初めての試みであり、そして現段階としてはこの程度の内容を犯罪の対象とすることが最も適正であると思つたからでございます。用語の点につきましてもだんだんと御注意もございまして、ごもつともな御注意と存するのでございませぬ、この立案に当りましては、それぞれ刑法で習熟いたしております用語を使い、それぞれ判例等におきまして一応は解釈がきまつておる字句だけを用ひまして、これらの点におきましても、従来いろいろ提議されておりました案以上に明確を期したつもりでございます。しかしながら、これは文字でございませぬから、凡百の社会事象に対して一々、数学的に答えの出るようには明瞭にはその解釈が出ないことは、それはもう吉田さんの御配慮になつておる通りでございます。でありますから、これが幸ひにして法律となりましておきましては、この解釈につきましても、得る限り明瞭にする努力をいたすとも、実際の運営に当る検察官、警察官に對しましても、運用のあやまちを来さないように注意を与えなければならぬと考へておる次第でございます。

○石井(衆)政府委員 本法案の御審議の状況を伺つておりましたも、まことに重要な、問題点のいろいろある法案である、かように存じておる次第でございます。本法案が成立の暁におきましては、私も立法の趣旨を十分に体しては、第一線の警察官に十分指導、教養を加へまして、捜査の行き過ぎのない、適正なる捜査の行われまふやうに、十分配慮をして参りたい、かように存じております。

○町村委員 志賀義雄君。志賀(義)委員 刑法、特に刑事訴訟一部改正法案は、御承知の通り、岸内閣が三悪追放という看板を掲げられている手前出されたもので、世論の圧迫も大きくあつたのであります。第一の貧乏追放、これは今の岸内閣の手にはとても負えない大それた問題でございますから、賢明な岸首相はそれを敬遠されて、ここに汚職と暴力の追放という事で、この法案を出されたと思つております。審議の過程を伺つてみますと、このあつせん取賄に関するものは、この程度はどうか、この程度はどうかということに觸れていきまして、結局この程度まではあつせん取賄罪にはならないという、ざるにもならない法案になつておるのであります。が、今日まで特にあつせん取賄罪の方に時間がかけられて審議が進められております。

○志賀(義)委員 重大な問題がございまして、この問題についてはまだ公聴会その他のことも十分必要かと思つたのであります。その点について伺いたいのであります。先ほど唐澤法務大臣は、佐竹委員の質問のときに大臣の本法案の説明によりまして、近時各地に多数発生を見たいわゆる暴力団、悪連隊等による殺傷暴力事件の事情にかんがみまして、これが取締り処刑の適正を期するため、所要の改正を加えようとするものであります。これが申さば唐澤法務大臣の本法案提案の理由、先ほどのお言葉に對する、はげの定義であります。そして竹内刑事局長はこの点について次のように形容されております。次に、第二百八条ノ二は他人の生命等に害を加ふることを目的とする、凶器の準備を伴う集合行為を処罰する趣旨であります。最近、いわゆる暴力団等の勢力争ひ等に関連してなぐり込みなどのため相当数の人員が集合し、人心に著しく不安の念を抱かしめ、治安上憂慮すべき事態を惹起した事件が相次いで発生いたしてありますが、これを検挙、処罰すべき適切な規定がございませぬため、その取締りに困難を來たしている実情にかんがみまして、新設したものであります。こう言われております。大体法務大臣の言われたことと同じ趣旨であります。昨日古屋委員の質問に對して、労働組合その他の団体、これはやくざでもグリーン隊でもございませぬが、そのすわり込みにも適用するということになりますと、これは毛の生えているところをはげだという規定をすることに成るのであります。その点の食い違ひについて、竹内刑事局長の言われたことは、提案趣旨で唐澤法務大臣の言われたことからいふはみ出してありますが、その点はいかがでございますか。

○唐澤國務大臣 刑事局長の説明いたしましたことも、私が申し上げておりますことも、全く同様と思つております。この規定は、われわれ二人がそれぞれの立場で説明をいたしました通り、グリーン隊その他暴力団が相對して殺傷事件を引き起したものであるものを対象として立案いたしましたのでございまして、労働組合の運動、それに準ずる大衆運動等におきましては、この規定は全く無縁の規定と考へております。労働組合運動等におきまして、他人の生命、身体、財産に對して共同して害を加ふる目的なにかあろうはずもございませぬし、またこの場合に凶器なんかを準備するはずもございませぬから、ただいま御指摘のような場合は二百八条の二とは全く縁がない、かように考へておるのでございます。

○志賀(義)委員 竹内刑事局長からも

今日まで政府委員の御答弁によりまして、相当広くこれが影響するのであります。ところがどうもこの方の審議に時間がないのであります。あした岸総理が十一時に來られて、大体それで打ち上げということになるのをごさいますか。少ししりまくりの傾向があるではございませぬか。

○町村委員 大体明日で一応審議は終る、明後日ももちろん総括的にはやります。明後日で上げたい、こういうことでは、明日、明後日二日間これにかけた、大体こういう申し合せになつております。

○志賀(義)委員 重大な問題がございまして、この問題についてはまだ公聴会その他のことも十分必要かと思つたのであります。その点について伺いたいのであります。先ほど唐澤法務大臣は、佐竹委員の質問のときに大臣の本法案の説明によりまして、近時各地に多数発生を見たいわゆる暴力団、悪連隊等による殺傷暴力事件の事情にかんがみまして、これが取締り処刑の適正を期するため、所要の改正を加えようとするものであります。これが申さば唐澤法務大臣の本法案提案の理由、先ほどのお言葉に對する、はげの定義であります。そして竹内刑事局長はこの点について次のように形容されております。次に、第二百八条ノ二は他人の生命等に害を加ふることを目的とする、凶器の準備を伴う集合行為を処罰する趣旨であります。最近、いわゆる暴力団等の勢力争ひ等に関連してなぐり込みなどのため相当数の人員が集合し、人心に著しく不安の念を抱かしめ、治安上憂慮すべき事態を惹起した事件が相次いで発生いたしてありますが、これを検挙、処罰すべき適切な規定がございませぬため、その取締りに困難を來たしている実情にかんがみまして、新設したものであります。こう言われております。大体法務大臣の言われたことと同じ趣旨であります。昨日古屋委員の質問に對して、労働組合その他の団体、これはやくざでもグリーン隊でもございませぬが、そのすわり込みにも適用するということになりますと、これは毛の生えているところをはげだという規定をすることに成るのであります。その点の食い違ひについて、竹内刑事局長の言われたことは、提案趣旨で唐澤法務大臣の言われたことからいふはみ出してありますが、その点はいかがでございますか。

○唐澤國務大臣 刑事局長の説明いたしましたことも、私が申し上げておりますことも、全く同様と思つております。この規定は、われわれ二人がそれぞれの立場で説明をいたしました通り、グリーン隊その他暴力団が相對して殺傷事件を引き起したものであるものを対象として立案いたしましたのでございまして、労働組合の運動、それに準ずる大衆運動等におきましては、この規定は全く無縁の規定と考へております。労働組合運動等におきまして、他人の生命、身体、財産に對して共同して害を加ふる目的なにかあろうはずもございませぬし、またこの場合に凶器なんかを準備するはずもございませぬから、ただいま御指摘のような場合は二百八条の二とは全く縁がない、かように考へておるのでございます。

○志賀(義)委員 竹内刑事局長からも

伺いたい。

○竹内政府委員 私もただいま大臣からお答えいたしました通りの趣旨のことを申し上げたつもりでございます。御質問の中に、こういう法律ができませんと一人歩きをするのじゃないかというふうなことから、それに関連して、労働運動あるいは大衆運動等においてこういうものがひっかかる場合がないか、ひっつかないか、それならば、労働組合のものは含まないという意味で職業的暴力団という趣旨の規定をまず主体として、犯罪の主体は職業的な暴力団とすることはできないかという御質問が古屋委員からございまして、そういうことは立法技術上できないのでありまして、もしもかりに今の二人以上の者が生命、身体に対して害を加えるような目的で、しかも凶器を準備してというようなことが大衆運動や労働組合運動の中にある—そんなことは私も考えてもおりませんが、かりにそういうものがある場合には、主語がそうなっておりますので、主語が法律の解釈としてそういうものに適用がある場合がないとは限らぬが、そんなことは大衆運動や労働組合運動にはない、暴動とか何とかいうことなれば別でございますが、そういう趣旨のことをお答えしたように、私も連記録を見ておりませんが、記憶しておるのでございまして、私の申し上げようとする趣旨は、職業的暴力団という犯罪主体を二百八条の二に明記することを立法技術上困難であるということを申し上げたのにはかならないのでございまして、趣旨としては、今大臣も申されましたように、いわゆる暴力団に対して最近の状況にかんがみて手

当を施したという趣旨でございます。なお、お手元にきょう配付をいたしましたが、法制審議会の審議の過程におきましても、私どもはかりそめにも大衆運動や労働組合運動を対象としたような趣旨は少しも持っていないことは、この審議会の全過程を通じておわかりいただけることと思っておりますが、全くそういうような労働組合あるいは大衆運動といったようなものにこういう法律が適用される場合があるうとは考えていないのでございまして。その点御了承願います。

○志賀(義)委員 現行法律では今の暴力団ややくざ団体が取り締れないのですか。特にこういう立法をやめるのはどういうわけでございませうか。

○竹内政府委員 これは昨日もどなたかの御質問で申し上げた事項でございますが、現行法におきましては、御承知のように、百七条の不解散罪ということがございまして、別府の暴力団の事件などを見ましても、神戸から、あるいは京阪神から暴力団が逐次集まって応援に行っておりますし、また北九州その他から、いわゆる暴力団の一味の者が、これまた他の一方を応援するために、別府へ乗り込んでおります。ところが、そのような事情はすべて治安当局にはわかっておるのでございまして、けれども、いまだ手のつけようがない。現実には凶器を持っておりますれば、銃砲所持禁止令に触れる場合もありませんが、その刀が登録した刀でございまして、そういうものを持っていても差しつかえないという大審院の判例も出ておるような始末で、そういうふうな集まってくる場合を傍観して見なければならぬ。そうして、い

よい別府に着きまして、二つのよりどころにそれぞれ勢ぞろいをして、刀は床の間に幾振りも並べてある、拳銃もあるといったような状態であるにかかわらず、これを市民の大きな不安を醸成しないうちに解散させるというわけにもいかぬというので、そういう、今や血の雨の降ろうとするその直前に至るまでも手をこまぬいて見なければならぬというのには、現行法はなほだしい不備でございます。そういう暴力が現に存在し、それが一再ならず発生しております状況にかんがみまして、そういうものを集合して対峙するといったような緊迫した状況に至らぬ前において取締りしたいというのがこの法案のねらいでございます。

○志賀(義)委員 私は、この法案について、立案の過程に至るまでの世論、これを調べてみましたところ、国会図書館から借り出したのでありますが、これを見ますと、警察と暴力団とがなれ合いで、そのために暴力団がますますばっこする、これが問題だということを書いておられるのです。まして、法務大臣でさえ、やくざの葬儀に花輪を出した人もありますね。これは唐澤国務大臣の前任者である中村梅吉さんがやられたのでありますが、昨年三月二十七日、博徒幸平一家の子分西村甲子蔵という人の本葬のときに、中村法務大臣が出されたことがある。こういうことは、まるでその名譽を表彰するようなことになるのであります。警察はなれ合いをやる、法務省の主管者は博徒のけんかの結果殺された人に堂々と花輪を出す、こういうところで、今までの法律があっても取締りができなかったということになるのでありま

す。そういう点については、ただ取り締る相手の方だけを言っておいて、この法律を運用する人々の方では、法務大臣のような人がこういう花輪を出す、これについては何ら言及されていない。この点、法務大臣いかがでしゅうか。

○石井(榮)政府委員 暴力団と警察がなれ合いになっておるといふふうなお尋ねでございますが、私の承知いたしておるところでは、そういうことはないと信じております。かつての警察におきまして、一部いわゆる町の暴力団の親分といったような者と地元の署長等と親しくしておるといったふうなうわさを昔に聞いて聞いたことはござい

ますが、今日の警察はそういうことではありませんから、御安心を願いたいと思っております。

○唐澤国務大臣 警察と暴力団とのことは、ときに新聞、雑誌等にそういう記事が掲載されますから、社会の人たちは何か非常にくされ縁があるように誇大に誤解する傾向があると私は思うのでございまして。さようなことがあつてよろしいことではございませんから、今長官からお答えのありました通り、そういうことがわかり次第、それはしかるべく処置しておることは当然でございまして、たくさんの警察官のうさですから、たまに不心得の者があ

るいはなきを保しがたい場合もありましようが、わかり次第それは処断いたしておることと私は確信いたしております。

が、当時さうすぐ前法相からこの法務委員会へ率直なお話があったようございまして、そのとき志賀委員御出席になつておったかどうか存じませんが、すけれども、前法相は御自身では全然知らないことであつて、その当時の実情をお話しになりまして、皆さんが了承されておるうちに、私は速記録を拝見しておるわけでございまして。暴力団と、これを取り締る立場におる者との関係は、何か一つあれば、いろいろと針小棒大に伝えられますけれども、そんなものではございませぬ。現行法をでき得る限り生かして、これを活用いたしておりまして、十分な取り締りを励行いたしております。ことに、先ほどもお話をいたしました通り、三悪追放の一つといたしまして暴力の追放ということがございまして。こういうふうな政府の考え方から、暴力追放につきましては、警察官、検察官力を合せまして万全の措置を講じておる次第でござい

ます。

○志賀(義)委員 針小棒大とおっしゃられるのですが、火のないところに煙は立たないと申しますし、まして、最近の事件では、どうも火の気のないところにきこの雲みたいなのがでける危険さがあるわけでございまして。竹内刑事局長は、法律のひとり歩きについて、そういうことは全然考えておりませんとおっしゃるのですが、現に、暴力行為等取締法、これは右翼団体を取り締るのだということに当時の司法大臣は言っておられる。五十一帝國議會のことでありましたが、江木潔司の大臣は、「此法律法目的トシテ、労働運動デアルトカ、或ハ小作運動デアルトカ若クハ水平運動デアルトカ云フガ如

き得る限り生かして、これを活用いたしておりまして、十分な取り締りを励行いたしております。ことに、先ほどもお話をいたしました通り、三悪追放の一つといたしまして暴力の追放ということがございまして。こういうふうな政府の考え方から、暴力追放につきましては、警察官、検察官力を合せまして万全の措置を講じておる次第でござい

キモノヲ取締ルト云フ目的ハ、毛頭持ツテ居ラヌデアリマス、こう言っておられます。ちょうど今竹内さんが言われたこととそっくりそのままなんです。ところが、その後今日までのこの法律を実施した結果を見ますと、大部分がやはりそういう方面へ適用されておるのです。ですから、立案者の方でそういう保証をされても、その通りでございませとは申しかねるのです。現にこの法文の中にもいろいろとその危険があります。人口の大きさから考えてもその危険があるのでございます。一体今日日本に暴力団、やくざ、グレレン隊というものはどれくらいございませか。

○中川政府委員 われわれがつかまえましたもので、大体六万人くらいでございませ。

○志賀(義)委員 ところが、労働組合だけでも三百六十万ございませ。いろいろな団体が今日新しい憲法で自由を保障されてやっておるのであります。原水爆反対運動の署名者は三千万人をこえております。こういうときに当って、この法律が一人歩きをし出したら、どっちに行くかということはお火を見るよりも明らかなんであります。石井警察庁長官も吉田委員の質問に対して、この運用については十分慎重にすると、成立のときには言われておりますが、どうも信用ができません。これはこの法務委員会でも問題になりました。菅生事件でございませが、たとえばあの戸高公徳という警官のありかを突きとめたのであります。これは共同通信社と正木弁護人、こういう人々でありました。これは、竹内刑事局長の御説明によりませと、「ここに、刑事被

告事件」と申しませるのは、すでに公訴を提起され裁判所に係属している事件だけではないで、捜査中のものをも含む趣旨でございませ。知識ヲ有スト認メラル者」とありますのは、客観的な諸般の状況から合理的に判断して、知識を有していると認められる者を用いませであります。「面会ヲ強請シ」とありますのは、相手方において面会の意思がないことを知りながら、強いて面会を求めたことをいふのであります。強談」とは、他人に対し、言語をもつて、強いて自己の要求に應ずべきことを迫る行為をさすのであります。「この法案が不幸にも成立した場合には、ああいう場合はどうなるのでありますか。ことにこれは警察の方でかくまっておられるという形跡が濃厚なものであります。警察方面のことは通称兎玉という人が当っておつたはずで、この方は警備課長もよく御存じだろふと思うのであります。こういう場合にはどうなるでしよう。

○竹内政府委員 菅生事件の關係につきましましては、別途お答えを申し上げたいと思ひませが、先ほど志賀委員からお言葉のありました、一人歩きをすることについては信用ができません。この点でございませが、私どもの敬意の存するところを申し上げてお答えをしたいと思います。

それは、この暴力立法の立案形式でございませが、これにつきましましては、学者の一部にも、暴力立法の必要性については異論のないところをございませして、私どもの意図しておるような暴力団、グレレン隊等の暴力をチェックいたしますために必要な暴力立法、この点につきましましては異論のないところを

ございませが、その立法形式におきまして、これを現行法の暴力行為等処罰に關する法律を拡大強化いたしまして、さらに刑事訴訟法の一部改正のような規定ばかりでなく、このような暴力団に対する刑事手続についても必要な規定をこれに盛り込むことによつて特別法を作つてはどうかという御意見も実はあつたのであります。また、学者の中には、法制審議会で、その審議録を見ていただきますとわかりませが、その法制審議会におきまして、暴力行為処罰法を拡充強化すべきではないかという御意見も実はあつたのでございませが、これを避けまして刑法の中に規定をいたしました趣旨をおくみとお願いしたいのであります。しかも、刑法の中に書きまされた場合に、いろいろな章に分けて書いておられます。これは、御承知のことと思ひませが、特別法に規定をいたしますと、構成要件に該當いたします場合には、私どもが労働組合には適用する意思はないというふうには——先ほどお示しの五十一帝國議會において江木大臣がお答えをしておられるのは、私も速記録をよく読んでおります。そういう立案者の意思に違つた運用になりますことも、これまた一人歩きという意味でございませしょうか、そういうことになるとございませが、ことに特別法に規定をいたします場合には、とかくそういうふうになりたがるのでございませ。そういう意味から、そういうものを避けませ意味におきまして、刑法に書く方がよろしい、これは学者の意見の一致したところをございませ。特にそういうふうな御意見もありましたけれども、刑法の中に書くことによりませして、しかもそ

の目的を明らかにいたしまして、ことに、二百八条の二につきましましては、目的をはつきりと、二人以上の者が共同して他人の生命、身体、財産に対して害を与ふる目的、——このような目的は大家運動や労働組合運動にあつては不足ないのであります。さらに、それだけではなくて、客観的な行為として、たしまして、「兎器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ」、こういうふうにして、主観、客観の両面からいたしまして、このこと自体が、そのような暴力団のよなものでない労働組合運動の越軌行為といつたようなものに直接ねらいが定められておるはずがないということとを私どもは、一人歩きをいたしませんように——私は一人歩きをするという説じゃないのであります。一人歩きをいたしませんように、刑法の条文の中にはつきりとその目的を明らかにして記載することによつて、過去に起つたような事態が起らないようにということを実は念願をいたしておる、こういう微意があるのでございませ、こういう微意をおくみとり下さいませ、解釈、運用に誤まらないように私どももいたしたいと思つております。その点御了承願ひたいと思ひませ。

○志賀(義)委員 第二の点はいかがでございませか。

○竹内政府委員 菅生事件のどういふところがどういふのに該当するかどうかという点でございませが、ちょっと御質問の趣旨をくみとつておりませんで、その点を重ねてお願ひします。

最近の東大工学部の教授の鑑定によりませと、あれは外からほうり込んだものでもない、内部から爆発したんだという鑑定も出ております。これには若干九州大学の方から異論も出ております。これはごく一部の問題についてであります。これは、きわめて重大な事件なのであります。遺憾ながら、私どもの見るところでは、警察の方で隠されておつたところでは、警察の方で隠されておつたところでは、これまでも申し上げませ申したのが、戸高公徳という菅生事件に關係しておつた警察官が、警察大学の仮装運動会に出ておる写真が毎日新聞に出ておりました。石井長官の御答弁では、監視庁の方に運動場がないので、運動会を監視庁でやりたいというので、警察大学で運動場を貸したんだ、決して警察にはそういう人はいなかつた、こう言つておるのであります。ところが、調べたところによりませと、この戸高という人は、警察で配給を受けておつたのであります。それと、ずいぶん石井警察庁長官の言われたことと違つたのであります。この一つをもつて見ても、警察の方では——警察大学は警察庁の管轄でございませ。長官が個人的に御存じなくとも、警察の方では御存じだつたらうと思つたのであります。ところが、そういう運動場を貸しただけだといふ。これもだんだん聞いて詰めていつての語でありませ。それが、新宿の春風荘というところ、共同通信社の記者諸君何名かと、あとからかけつけた正木弁護士、この人たちによつて発見されたのは通信社、弁護人がやつた。これ

る、こう申しておつたのであります。最近の東大工学部の教授の鑑定によりませと、あれは外からほうり込んだものでもない、内部から爆発したんだという鑑定も出ております。これには若干九州大学の方から異論も出ております。これはごく一部の問題についてであります。これは、きわめて重大な事件なのであります。遺憾ながら、私どもの見るところでは、警察の方で隠されておつたところでは、警察の方で隠されておつたところでは、これまでも申し上げませ申したのが、戸高公徳という菅生事件に關係しておつた警察官が、警察大学の仮装運動会に出ておる写真が毎日新聞に出ておりました。石井長官の御答弁では、監視庁の方に運動場がないので、運動会を監視庁でやりたいというので、警察大学で運動場を貸したんだ、決して警察にはそういう人はいなかつた、こう言つておるのであります。ところが、調べたところによりませと、この戸高という人は、警察で配給を受けておつたのであります。それと、ずいぶん石井警察庁長官の言われたことと違つたのであります。この一つをもつて見ても、警察の方では——警察大学は警察庁の管轄でございませ。長官が個人的に御存じなくとも、警察の方では御存じだつたらうと思つたのであります。ところが、そういう運動場を貸しただけだといふ。これもだんだん聞いて詰めていつての語でありませ。それが、新宿の春風荘というところ、共同通信社の記者諸君何名かと、あとからかけつけた正木弁護士、この人たちによつて発見されたのは通信社、弁護人がやつた。これ

る、こう申しておつたのであります。最近の東大工学部の教授の鑑定によりませと、あれは外からほうり込んだものでもない、内部から爆発したんだという鑑定も出ております。これには若干九州大学の方から異論も出ております。これはごく一部の問題についてであります。これは、きわめて重大な事件なのであります。遺憾ながら、私どもの見るところでは、警察の方で隠されておつたところでは、警察の方で隠されておつたところでは、これまでも申し上げませ申したのが、戸高公徳という菅生事件に關係しておつた警察官が、警察大学の仮装運動会に出ておる写真が毎日新聞に出ておりました。石井長官の御答弁では、監視庁の方に運動場がないので、運動会を監視庁でやりたいというので、警察大学で運動場を貸したんだ、決して警察にはそういう人はいなかつた、こう言つておるのであります。ところが、調べたところによりませと、この戸高という人は、警察で配給を受けておつたのであります。それと、ずいぶん石井警察庁長官の言われたことと違つたのであります。この一つをもつて見ても、警察の方では——警察大学は警察庁の管轄でございませ。長官が個人的に御存じなくとも、警察の方では御存じだつたらうと思つたのであります。ところが、そういう運動場を貸しただけだといふ。これもだんだん聞いて詰めていつての語でありませ。それが、新宿の春風荘というところ、共同通信社の記者諸君何名かと、あとからかけつけた正木弁護士、この人たちによつて発見されたのは通信社、弁護人がやつた。これ

はどういうことになりませうか。菅生事件に關係がある事情を知った人間でございませう。面会を強要したとか何とかいうことになるのでございませうか。初めは、この法廷では証人としして喚問したんですよ。ところが、だんだんダイナマイト事件のことが明らかになつてきて、共犯ということになつた。ところが、それでも事件を糊塗し切れず、今後は、警察の方で内部からダイナマイトをしかけたらしいという鑑定書までが出る始末なんです。

○山口(警)政府委員 戸高君が警察大学校の運動会に出て、その日の写真があったことは、私存しております。これは警察庁に置かれています。これは、警察大学の校庭を借りてやっております。當時戸高君は、あとの調査によってわかりましたが、臨時雇として資料の整理の方の仕事に携わっておられたのであります。戸高という名前前で働いて、その運動会にももちろん出ております。それから、配給を学校で受けておられたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか監視行を退職したとおるのであります。大学校で——大学校でといいますが、中野区の団町のところに登録をしております。たしか三十一一年の九月ごろの時期であつたように私は今記憶しております。従つて、これは監視行を退職したあとの問題でございませう。この点については、戸高君にその關係はよく聞きただしてみればわかると思ひますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございませぬ。これは私

責任を持つてお答え申し上げます。○志賀(義)委員 私は、住んでおるとは申しませぬ。そこは答弁のトリックですよ。極端に配給を受けておつて、実はそこに住んでいなかったんです。しかし、菅生事件の事実關係について今ここで争う必要はございませぬ。

竹内刑事局長の御説明によりましても——こういう事件がある。有名なメーデー事件ですね。この事件について、これは蒲田署の小幡充親という警官が、東京地方裁判所で証人として呼ばれたことがあります。そのときにこの調査は蒲田警察署の公安係でありました。同僚一名とともに私服で神宮会場に行つております。その理由は、メーデーの二、三日前に、某共産黨員宅で四名の者が集まり、五月一日には神宮外苑のメーデー会場で警官からピストルを奪い取るという相談をした、そういう情報を警察が入手したところ、この二人が私服で会場に行った、警官はピストルを持っていなかった、その危険はなくなった、それから、デモ行進の前になり後になって、人民広場、つまり宮城前の広場に一緒に入り、その間デモ隊の行動をいろいろ見たのだという法廷証言でありました。そこで、法廷で、弁護人の方から、その情報について次のように質問したのであります。相談したいという某共産黨員宅というのはだれの家か、そのとき出席したという四人の名前は何か、その細胞名は何と何とのか、その細胞名は何と何とのか、その情報を提供したというの、警察にその情報を提供したというの、はだれか、と聞きまして、小幡巡査は、これはいづれも警察官としての職務上の秘密であるから上司の許可

がなければ証言することはできない、と拒否しております。そこで、弁護人被告の方から、裁判所に証言命令を求めたしまして、証言命令は出せない、この証人にこの点の証言をさせてよいか否かを警視總監に問い合せる、こういう裁判所の発言であります。警視總監はこれに對して次のように回答しております。こういうことを証言させると今後警察に對して一般国民の協力を得ることができなくなり、ひいては国の重大な利益を害することになるから証言させることはできない、こういうことを言つておるのであります。裁判所はこれを採用して、法律の判断は裁判官が行うのであつて、一行政官吏の判断に拘束されるということはないはずであります。浜口裁判長はこれを採用して、そうなつてきますと、今度の法案で、つまり凶器を持って二人以上が人の生命、身体に危害を加える、あるいは脅迫するとか、こういう場合に、だれもピストルをここにぶら下げたりまたドスをアクセサリーみたいにして持つて歩く者は一人もございませぬ。そうなつてくると、何か投書がある、あるいはうわさを聞いたというふうな場合に、果して凶器を持つておるかどうか、こういうことになるのでしよう。そうしますと、この身体検査をやることになる。こういう口実でやることになる。さらに、今労働争議が非常に激しくなつてきた。あるいは、今後は原水爆反対運動がますます盛んになる情勢になつてきました。そういうふうなとき、これは行き過ぎが起りそうだと警察の方で判断された場合、どういふことになりませうか。凶器を持つておるかどうかはあら

かじめ調べなければならぬということになりませうと、警察は何でもかんでもやれるということになります。どこか団体にもスパイを入れて調べてもいいということになる。われわれの見るところでは、この法律にはそういう伏線があるのであります。その点はいかがですか。

○竹内政府委員 たいま御指摘のような伏線などはございませぬ。また、事実、別府事件でも小松島事件でもわがかりますように、アクセサリーに胸にはぶら下げておりましたが、——原水爆禁止運動などをなさる人はそんなものをお持ちになつてゐるはずはないのでございませぬ、ああいうやうな連中はそういうものを威力を示す一つの方法として誇示しておるのかも知れませんが、旅館の手すりなどに並べまして、道行く人にもわかるように誇示しておるような扱ひもしておるようでございませぬし、何もスパイを入れなくても、そこを通ればわかるよやうなそういう実情であつたようでございませぬ。その資料も差し上げておるはずでございませぬ。御一読をお願いいたしましたと思ひます。

○志賀(義)委員 資料が回つてゐるのですか竹内さん、このことをおっしゃるのですか。部外秘となつてゐる法制審議会刑事司法部第十七回會議議事速記録、ざつと読みましたら、ちよつと出ておりますが、これは本日午後配付されたのですよ。かなり厚味があるでしよう。この委員会へ参考資料として出されたといつても、委員のだれもまだ読んでいないですよ。これを委員長のように急がれる。それじゃ何のためによこされたのかわからないじゃない

ですか。あまり急がなくてもいいじゃないですか。○竹内政府委員 たいま志賀委員のお示しになつてゐるのは法制審議会のものであります。その前のもありまして、それは前に……○志賀(義)委員 それはわかりませぬ。

○竹内政府委員 しかしこれにも出ております。○志賀(義)委員 なぜ、こういう資料をこの改正案の審議のためにきょう午後になつて渡されたのです。○竹内政府委員 これは法制審議会の速記録でございまして、本来取扱いとしましては部外には出さないのだらうでございませぬが、御審議の便宜、学者や実務家がどういふよやうにこの法案を審議したかということも御参考のために差し上げるのがいいと思ひまして、実は大急ぎで作つて、けさ印刷ができましたので、配付いたしましたものであります。しかし、私も説明の随所に法制審議会の模様は紹介しながら申し上げておるのであります。○志賀(義)委員 この参考資料を差し上げた方がいいと言つたつて、まだだれも読んでいませんよ。それを委員長のように急がれるのは、何だか目的があるよやうに思われるのですがね。政府側に何かほかに意図があるというふうな考えられても、火のあるところには火は立つので、しようがないことだと思ひます。事実、この改正案を見ますと、どういふことが書いてあるかと申しますと、「他人ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的」云云となつております。しかし、また問題になつてくるのは、暴行・脅迫の程

度に達しない証人などに対する面会強請または強談威迫の行為、こういうことになっておるのであります。事件が社会的に非常に反響を呼びますと、警察側の証人などに対していろいろとま問題が起ってくる。現に裁判所に対してさえ投書が来ることもあります。松川事件その他もある。こういう場合はどうなるのですか。

○竹内政府委員 百五條の二は、先ほど申しましたように、罪証隠滅、犯人藏匿を第七章に規定してあります。これは暴力の程度の強いものをここに掲げたのでございます。考え方としては、犯人藏匿、証隠滅を防いで公正なる裁判を保障していこうという考え方がここに出ておるわけでございます。そして、百五條の二は、「審判ニ必要ナル知識を有スト認メラルル者」というのは、そこに解説した通りでございます。そういう者に対して暴行・脅迫に至らない威迫行為を加える場合を取り締ろうとしておるのでございます。これは御説明の際にも申し上げたのでございますが、最近暴力団がいわゆる脅迫に至らない、また現実に具体的な暴力をふるわないのでございますが、おかげさまでというようにこととで、これはおかげさまでということだけで刑法のいわゆる脅迫にはならないわけでございますが、そのおかげさまでということのお礼参り、これが非常に証人、被害者等に圧力になりまして、そのために裁判あるいは取調べの際に出て来ることを拒否する、あるいは出て参りしても十分な供述をしない、今も裁断はそういう証人によって行方という建前になっておりますが、そういうことになりま

と、裁判の迅速公正な手続を進めるわけにいかないということからしまして、暴行・脅迫に至らないものでも、おかげさまでといったように押しかけられていて畏怖させるようなやからをここで取り締ろうというのがこの百五條の二の立法趣旨でございます。

○志賀(義)委員 やくざのことを伺っておるのではないのですよ。たとえばある会社で争議が起ったとします。社長と争議団とが争議のことについていろいろ交渉をするとうき、この改正案が成立した場合には、社長の方でこれを利用して、どうも生命、財産の危険がある、こういうふうなことが生じますね。そうしたときに、それが裁判になったとします。刑事事件になった、捜査中の事件になりますね。その際に、その席におった社長側の人たちがいろいろ証言するということが起ります。事実そういうことが起った場合に、あなたはそういうことはありませんと言われても、必ず利用されるおそれがあるのですよ。それはいかぬのです。今までそういう事例が多いのです。

○竹内政府委員 そういう御懸念があるということでございますが、ここに「故ナク」という文字も使っております。今のお話のようなのは、ゆえなくじゃなくて、正当な争議行為として面会をされておるわけで、弁護士なども面会をして示談をするというふうなことからして、大きな声をされるようなことも中にはあるかもしれませんが、それはいずれもゆえがあつて会つておるのでございまして、今御設例のような場合はこれに該当しないのでござい

○志賀(義)委員 そういふように言われますけれども、実際にこちらが一つの軍とか艦隊とかいへば、これは大きいものでしょう。ドスやピストルとは違ひますね。去る三月二十三日に日本共産党が人民艦隊を編成しておつたということが警視庁公安一課から発表されました。これはどの新聞にも出ておりました。放送もされました。調べてみますと、公安一課では一々記者会見をしておるひまがないので文書で配つて出したというのです。人民艦隊、一つの艦隊を持つておるということ、これは大へんなことである。日本共産党はかつて中核自衛隊という陸軍を持つておつた、今度はそういうものを持つておるといふことを警察の方で言われ出した。そんなものは事実ありませんけれども、陸軍を持った、海軍を持った、これは選挙でもきてごらんない、今度は警視庁が、共産党は空軍を持つておるといふことを言わないといふ保証はありませんよ。三軍そろえて共産党は持つておるといふ誹謗だつてできます。人民艦隊——艦隊というからにはこれは艦砲その他の兵器を持つておるものをいうのでしょう。どうして警視庁がそういう名前を出されたか。実は、こういう法案を通すために、選挙前に共産党にけちをつけるために、こういうことをすやらやられておるのです。そういうふうな竹内刑事局長が純真な意図を持つておいでにならうとも、もうこの法案の成立しない前からそういうことがやられておるのですよ。それで、公安一課長の御答弁では、私どもは選挙妨害をやると共産党を誹謗するとか、主観的にそういうことは少しも考えておりません、こ

言われましたけれども、客観的にはちゃんとそういうことになっておるのですよ。それと、今度は、船に乗った人が密出国の疑いがあるというのでつかまつたのです。その中に一人小川原という共産党員がいます。これは長野県の共産党の組織の一役員でありまして、舟渡人が面会して調べたところによりまして、自分は共産党の一地方組織の役員——これは唐澤法務大臣と同郷の長野県の人であります。それ以外に何の関係もないというのです。それを一人ぼりりと検査しておいて、共産党に關係がある、こういうふうなことを言われるのです。推定によつても何でもできる。暴行・脅迫に至らないもの、ああいうようなものもやれるということになる、警察なり検察庁なりが推定すれば何でもやれるということになります。事件が起つたときに、ことに暴力行為を取り締るために、これは武器を持つておるとあなた方が判定を下されれば、何でもできるということになるのですよ。そういう点の保証はこの法文ではちつともないじゃないですか。

○竹内政府委員 志賀委員のように、何でもこうおっしゃれば、これは何でも言えるわけでございますが、この法案は、先ほど申しましたように、百五條の二は、犯人藏匿及び証隠滅の章に書きまして、これは証隠滅、そういう趣旨の規定であることを、私が言うのじゃございません。この百五條のすわつております位置がそれを証明しておるのでございまして、そういう趣旨によって理解すべきものであるということが立法的に明らかにされるのでございまして、そのような御懸念

は無用かと存じます。○志賀(義)委員 私は二百八條の二に關しても申しておるのであります。両方ひつかけて申しております。志賀委員は何でもと言われればと言われまが、菅生事件ということ、メーデー事件の蒲田署の警官、これは私は具体的な事実について例証をみなあげておるのです。人民艦隊とか、これは警視庁の公安一課が名づけ親でございますが、ありもしないことまでも人民艦隊なんという名を警察が現につけておるでしょう。艦隊なんか持つてたら、これは内乱予備罪ですよ。それで、そういうことを広報活動が警視庁が現にやつておる。私が頭の中で何かこの法案でやられるのじゃないかというおそれを抱いて言つておるのじゃないのですよ。現に起つておる事実、またこれまでの暴行行為取締りの實際の運用の面、こういう事実に基づいて言つておるのですよ。ですから、何でもというふうにごまかして言わないで、この法案が法律として制定したら——今だつてそういうことはやつておるのです。

先ほど警察庁長官は、決して現在の警察にはそういうものはございませんと言われましたが、現にそういうことをやつておるんだから、事実に基づいて私は発言しているのですから、あなたの方で想像しないで、その事実に基づいて言つておることに、はつきりした御答弁を願ひたいのです。

○竹内政府委員 御設例の場合は、何か情報を提供したことを隠すとか、いろいろお話をございまして、二百八條の二についての御質問やら、百五條の二についての……(志賀委員「両方ですよ」と呼ぶ)両方だというお話です

が、もし二百八条の二について申しま
すならば、私は、これは志賀委員は非
常に安心しておられるのじゃないかと
思っていたくらいなのでございませ
ん、いかなる労働組合運動にも、ある
いは大衆運動につきましても、他人に
害を加える目的で二人以上の者が集ま
り、しかもその人たちが凶器を携え
て、治安のおさまっておりますこの日
本の現国情において、そのようなこと
をすることがあるはずがないので、も
うそのこと自体が明白に暴力団を対
象としたものだという事でおわかり
いただける、この点は私あまり説明を要
しないのではないかと、百五条につ
きましては、先ほど申しましたよう
に、ちゃんと証憑隠滅の章に書くこと
によりまして、この立法趣旨を明らか
にしておるのでございまして、今のよ
うな御懸念はないと思つていただい
て差しつかえないというふうに考えるの
でございませぬ。

○志賀(義)委員 私の言うのは、メ
デー事件のときの蒲田署の警官の例を
もって申し上げました通りに、小幡巡
査ですね、一片の情報ですよ、そうい
う情報が入ってきたというので、こうい
う行動をしておるのです。警察がすぐ
動いておるのですよ。それで調べてい
るのです。そしてこの人は法廷にま
で出てきているのです。じゃ一体そう
いう情報はどこから出たか、だれが
言ったのか、集まったという人はだれ
か、そういう点を明確にしてくれと
言つて法廷で証言を求めたら、これは
職務上のことでございまして申し上げ
られません、こう言うのです。現に、
今度のこの国会でも、公安調査庁の活

動について、報償費の使い道をはつき
りしろ、こう言われたが、その発表が
ございませぬ。愛知官房長官はここ
来て言われましたけれども、何ら具体
的な内容は言われたいのです。心配す
る必要はないと言われるが、現にこう
いうことがあります。それに、破壊活
動防止法、あれほどやかましい制限規
定がある法律でありながら、きょうは
ここにはおられませぬけれども、公安
調査庁では何と言つたか。前中村法務
大臣は、共産党を対象としておりませ
ん、こういうふうにおっしゃるけれど
ども、公安調査庁の長官以下、共産党
と在日朝鮮人総連合、この二つを対
象に、日朝鮮人総連合、この二つを対
象にして共産党に対していろいろなス
パイ活動をさせ、現に代々木病院とい
うのが千駄ヶ谷の前にありますけれ
ども、公安調査庁の役人がこの看護婦
にラブレターを出しまして、それでお
びき出しをやっている、こういう事
もありませぬ。(そんなことはないだろ
う)と呼ぶ者あり)ないと言われるけ
れども、ありますよ。公安調査庁もそ
の人を呼んで、公安調査庁の役人であ
るといふ証明までもちゃんと取つてい
るのです。そういうことが現にやられ
ているのです。だから、この法案がも
つて法律として成立したならば、警察は
こういう疑いを持てば、蒲田署の例と
一緒にしまして、何でもできるという
ことになるのです。あなたは、そうい
うことはございませぬと言つた。ない
のですよ、ないわけだが、そういうふう
なことがあると推定したら、これが法
律として成立したら何でもやれる。そ
ういうところに問題があるというので
すよ。だから、私は、暴力団体、やく

ざ、こういうものをはつきりと規定し
てやられるならいいです。そういうこ
とが現に抜け穴がたくさんできてい
る法律です。そこを問題にしているの
です。私の一つ一つの事実を基いて言
っているのじゃございませぬ。そういう
事実があるところに、こういう法案が
成立して実施されたらどういふこと
になるか、そのことを申しているの
です。あなたの申しているところ
は、この法案でそういう点がはつきり
しないのです。その点をもう一度は
つきりと御答弁を願ひたい。

○竹内政府委員 職業的暴力団とい
うことを法文の上に書くことは、立法技
術的にできないこととございませぬ
で、従つて、私どもの意図しているこ
の暴力団取締りの目的を果しますた
めに、どういふふうにしたならばは
つきりするかということが、刑法に掲げ
ます第一の理由でございませぬ、しか
もその各条章に入れましたので、その目
的、趣旨を明らかにしたのでござい
ませぬ。ことに、百五条につきましては、
今申しましたように、証憑隠滅の罪と
いうことでその立法趣旨が明確に性格
づけられておりますので、御懸念のよ
うな運用に随することは万々あるま
い、かように考えますし、二百八条の
二につきましても、構成要件が、何回
も申しますように、殺傷の目的をも
つて集合した場合で、しかも凶器を準備
し、またはその準備あることを知つて
集まる、こういうふうな形跡のもの
は暴力団以外には日本にはないと思
つてございませぬ。そういう意味にお
いて、私は、この趣旨は、御懸念では
ございませぬけれども、はつきりしてお

るというふうに考えておる次第でござ
います。
○志賀(義)委員 そろそろ終りにしま
す。あなたがそう言われても、木村篤
太郎さんという元の法務総裁は、共産
党員が持てばマッチ一本でも凶器にな
るのだと言つた。そういう人もおりま
す。だから、こうなつてみると、何
もかんでもやれることになる。凶器と
いふのはどういふものか、マッチ一本
でも共産党が持てば凶器だということ
をあのときちゃんと言われた。それは
新聞にも報道されております。
そこで、最後に私は、これは非常に
懸念をすべきことと思つておるのであ
りまして、労働組合その他の団体に
も、この法案の成立に対して非常に危
惧を感じておるのであります。そこ
で、汚職、暴力関係の予算、集団不法
行為取締りの経費というものがたくさ
んあります。たとえば東京の警視庁あ
るいは全国と両方書いてありますが、
暴力関係を取り締まる予算が今度のこ
の法案に依りてあります。ところが、暴
力関係をとり締る人員、汚職関係を
取り締る人員、公安関係をとり締る人
員との関係を伺いたい。と申し上げるの
は、汚職関係の方は常設ではなくて、
暴力関係とか公安関係が常設で人員が
多くなつておりますけれども、どれく
らいの人員を用意しておられるので
しょうか。

○石井(繁)政府委員 全国で数多い警
察官が今御指摘のような仕事に何人従
事しておるかということ、ただいま
手元に資料を持っておりませぬので、
数字でお答えすることはできません。
各都道府県それぞれの実情に即して必
要な警察要員を配置しておるものと考
えます。

○志賀(義)委員 私どものきょう申し
上げたことは、古屋委員もその点を非
常に心配しておられたのであります。
警視庁及び警察庁全国にわたつて暴力
関係の人員はお調べになればわかるの
です。そういう点も一つ委員長の方か
ら本委員会の審議の参考のために一応
資料を出して下さるようによろしく。
汚職関係といふのは、世論がわあ
わあ言つてしょうがなく、臨時にや
るといふ人員に違ひないのです。とこ
ろが、暴力関係、公安関係といふもの
は、非常に膨大なものを常設している
に違ひないのです。その数字を発表す
れば、世間全般に対しても、この法案
が何を目標としているかということが
はつきりします。どうか委員長の方か
らその数字を警察庁の方から出すよう
にお計らいをお願いいたします。

○町村委員長 承知しました。
○志賀(義)委員 私の質問は終りま
す。
○唐澤國務大臣 ただいまの御注文よ
く調べて申し上げます。
最後に一言志賀委員に希望を申し上
げておきますけれども、この法案にい
たしまして、それから一般の犯罪取締
りにおきましても、何か政府が特別
の意図をもつてやっておるようなお
疑いがありますけれども、さういふこと
は全然ございませぬから、一つこの際
疑いを晴らしていただきたいと思つて
おります。

先ほど公安調査庁関係のことで共産
党関係の御発言がありましたから、そ
の点もちよつとあわせて訂正してお
きますが、中村法務大臣の言明を裏切
つていつかすりかえてしまつたといふよ

うなお話がありました、そういうようなことはございません。これは、御承知のように、破壊活動防止法では、過去においてどういうことをしたかということをもって団体の性格をきめ、そうして容疑団体にするかどうかということをきめて参るのでございまして、中村前大臣の言うたことと違った扱いをしたというわけではございません。終始一貫いたしておりますので、この点も一つ御了承を願いたいと思ひます。

なお、この法案自体のことにつきまして、どういうことをやっておるかということはつまびらかにいたしておりませぬけれども、特別の意図をもって臨んでおるようなお疑いだけは一つ晴らしていただきたい。この立案の間におきましても、私どもは暴力に関する取締りについて労働組合関係などは全く顧慮しなかつたのでありますが、その起案の途中におきまして、労働組合運動などに適用されるようなおそれが出てはいけないという意見がちよつと出ましたから、そんなことがあつてはいけない、こういうお話をしております。まして、きょうお配りしたの中にもあると思ひますが、法制審議会におきまして学者、専門家の知恵をしぼっていただきまして、一つ文字の上でさような危険のないように修正をいたしましたので、当初の案を書きかえたくらいでありますから、どうぞ私どもの意のあるところは一つ御信用願ひたいと思ひます。

すべし法律は、条文によらずして、何か足がかりがあれば検察官、警察官がそれを足がかりとしてどしどし乱用するといふお疑いでこれを見ますれば、あつせん収賄罪のごときも、とにかく金さえ取れば公務員は全部ひっかかるということになつて、これはおそろしい法律になるわけでありませんが、これはやはり検察官、警察官の常識というものでやつていかなければならぬ。大ぜいのごときでございますから、全然間違ひがないとは言へませんが、それは十分に内部において戒めて参りたい。私ども指導者といつたしましてさような意図というものは全然ございせんから、どうぞ一つ御信用を願ひたいと思ひます。

○志賀(義)委員 最後一言。法務大臣はさように申されますが過去のことを調べるのに、公安調査庁というものは、ここはあなたの管轄の役所でありませんが、どういふことをやっておるか。病院の看護婦にどういふラブレターを調査官が書くか、御参考までにあなたの方に出しますから、いいですか。それを見た上で、もう一度今の御発言と照らし合せて考えて下さい。私の方がよけいな心配をしておるのではないのです。あなたの管轄の公安調査庁がラブレターを出してスパイになれというようなことを言つておるので、それから、そのラブレターを一つ御参考までに差し上げたいと思ひます。

○町村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

昭和三十三年四月五日印刷

昭和三十三年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局